

---

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主 査	太田健博

議 事 日 程 (第4号)

平成25年2月21日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 9号 柴田町住民投票条例
- 第 3 議案第10号 柴田町災害見舞金支給条例
- 第 4 議案第11号 しばた食と農のまちづくり条例
- 第 5 議案第12号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 6 議案第13号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例

- 第 7 議案第 14 号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 15 号 柴田町防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 16 号 柴田町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 17 号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 11 議案第 18 号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第 12 議案第 19 号 柴田町町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 第 13 議案第 20 号 柴田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例
- 第 14 議案第 21 号 柴田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 第 15 議案第 22 号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 23 号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において2番佐々木裕子さん、3番佐久間光洋君を指名いたします。

ご連絡いたします。

昨日、選任同意いたしました固定資産評価審査委員佐藤さんですが、現在、大学入学試験等の公務従事につき、慣例による議会への挨拶ができませんのでご了承いただきます。

---

### 日程第2 議案第9号 柴田町住民投票条例

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第9号柴田町住民投票条例を議題といたします

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号柴田町住民投票条例についての提案理由を申し上げます。

本条例は、町政にかかわる重要事項について直接住民の意思を確認し、その結果を町政に反映させ、住民の町政への参加を促進することを目的として制定するものです。

住民投票制度の創設については、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第32条に規定されており、一定の要件を満たせば住民投票を実施できる常設型の住民投票制度とするものです。

本条例の特徴としては、住民請求の署名数の要件を投票資格者総数の50分の1以上及び4

分の1以上という2つの要件を設けており、4分の1以上の有効署名数が集まれば議会の議決を経ないで住民投票を実施することができること。また、開票要件として、投票者総数が投票資格者総数の2分の1に満たない場合には開票作業を行わないこと、そして、住民投票の実施請求があった場合、正しい情報を広く共有し、適切な判断による投票が行われるよう、住民、議会、町長の3者の出席による公聴会を開催することとしているところです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、柴田町住民投票条例についての詳細説明を行います。

平成22年4月1日から、柴田町住民自治によるまちづくりの基本条例が施行されました。それに伴って、情報共有に支えられながら参加と協働による住民主役のまちづくりが本格的にスタートしました。

特に、住民のまちづくりに参加する制度として、1つ、地域計画の作成、2つ、まちづくり提案制度の創設、3つ、まちづくり推進センターの設置、4つ、住民投票制度の規定が柴田町まちづくりの環境のための環境づくりという仕組みで明示されております。それに基づいた新たな仕組みづくりを平成22年4月1日から開始しておりますが、さきの東日本大震災の影響もあり、約3年の歳月を要してこの住民投票条例の制定をもって全ての委任事項が完成となります。

それでは、条例を説明いたします。議案書3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第9号柴田町住民投票条例を次のように制定する。

第1条は目的です。条例制定の根拠と設置目的を定めています。

第2条は、住民投票に付することができる重要事項を定めております。1項では住民投票を実施することができる重要事項の定義を定めています。特に、町政運営及び町民の生活に直接的に重大な影響を及ぼすものか、そのおそれがあるものかに限定しております。しかし、対象事項を具体的に明示することで、限定された解釈が固定しないようにするために今回除外規定のみの項目として4項目を定めております。

2項においては、二元代表制を補完するための住民投票制度であることから、社会情勢の変化等の特別な事由が生じた場合においては、過去に住民投票を付された事項や議会で意思決定された事項においても住民投票はできるということを定めております。

次のページをごらんください。3条です。投票資格者です。

1項では、柴田町に住所を有し、かつ満20歳以上の日本人と外国人住民の投票資格を定めています。1号においては、日本国籍を有する者の要件です。2号については外国人住民の要件について定めています。

2項は外国人住民の定義を定めています。3項においては、住民投票資格のない者を定めています。

4条です。第4条は住民投票の発議と請求です。

1項投票資格者の発議と請求に必要な署名数を定めています。2項は、議員発議に必要な賛成者数を定めています。

次のページをごらんください。3項です。町長の発議権を定めています。4項は、住民投票が実施される要件を定めています。5項においては、投票資格者総数の4分の1以上の連署があった場合の住民投票について定めています。

5条をごらんください。5条は住民投票の請求手続等です。

1項は住民投票の事案形式と請求形式について定めています。2項は、住民投票の請求手続について定めています。署名手続においては地方自治法に基づく直接請求の例に準じて行うようになります。

第6条です。第6条は、請求代表者証明の交付です。

1項では、住民投票の請求に向けた申請交付の手続を定めています。2項においては、住民投票の申請を受理したときの町長の手続について定めています。3項は、住民投票実施請求の申請を受理した場合の公表義務を定めています。

7条です。7条は住民投票の形式です。住民投票を実施する場合の選択肢の形式を定めています。二者択一で賛否を問う形式となります。

8条は住民投票の執行です。

1項では投票の執行者は町長となります。2項においては、住民投票を実施する場合、公表義務と選挙管理委員会への通知手続を定めています。

次のページをごらんください。3項です。3項は住民投票を公平に実施するために住民投票の管理と執行に関する事務を選挙管理委員会に委任します。

9条は投票資格者の登録です。

1項は、投票資格者名簿の調整の義務づけを定めています。2項は投票資格者名簿の調整期日を定めています。

10条です。10条は住民投票の請求に必要な署名数の告示です。住民投票の請求に必要な署名数の告示義務を10条で定めています。

11条は、住民投票の期日です。

1項では、投票日の期限を定めています。2項は投票日の告示を定めています。3項は、投票日を変更する場合の理由と手続について定めております。

第12条です。12条は投票所です。

1項では、投票所は選挙管理委員会で指定するとしています。2項においては、投票所の指定は告示期限を定めております。

第13条は投票の方法です。

1項では、投票者が投票できる票数を定めています。2項は投票する場合の投票用紙への記載について定めております。

次のページをごらんください。3項は、代理投票について定めています。

14条です。14条は投票所における投票です。投票資格者の投票日における投票の手順について定めております。

15条は、期日前投票です。

1項では期日前投票と不在者投票の実施について定めております。2項においては、期日前投票と不在者投票の手続について定めております。

第16条は無効投票です。1号から6号に該当すると無効投票となります。

第17条です。情報の提供です。

1項は、住民投票の実施に向けた広報等の情報の提供義務を定めています。2項においては、公聴会の開催手続を定めております。

18条は、選挙運動です。住民投票の実施を告示した後、投票運動の方法について定めております。投票運動は原則自由となります。

次のページをお開きください。第9条は住民投票の開票要件です。開票要件を定めています。特に、投票率が50%に満たない場合は開票しません。理由として、投票資格者の半数以上が投票に参加することをもって投票結果に信頼性を持たせました。また、議会会議に置いても過半数の出席が成立要件、過半数による表決で表決されるという、そういう整合性を図り、50%満たない場合は開票しないことにします。

第20条は投票結果の告示です。選挙委員会の投票結果を受けての手続について定めています。

21条は再請求の制限期間です。投票結果に一定の効力期間を持たせるために再請求の制限期間について定めています。同一事案、同一趣旨の事案については2年間は発議と請求をすることができません。理由です。投票結果の安定を図りつつ、社会情勢の変化にも対応できるようにするために適当な期間が必要であると考えられることや、議員選挙、町長選挙が4年ごとに行われるために少なくとも2年経過をすれば選挙の争点になり得ると判断されるために2年間という期間を定めております。

第22条は、投票及び開票です。公職選挙法を根拠として投票及び開票を行います。

第23条は、結果の尊重です。住民投票結果についての判断について定めています。

第24条は委任規定です。この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し、必要な事項は柴田町住民投票条例施行規則で定めます。規則の施行日は条例と同じ平成25年4月1日となります。本日配付しています議案第9号関係資料の中に規則が入っております。

附則です。第1項施行期日、この条例は平成25年4月1日施行とする。

次のページをごらんください。2項です。2項はまちづくり基本条例を受けての本条例となります。そこで、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第32条の住民の定義と投票条例の住民の定義の範囲に違いが生じますので、本条例を運用する場合の住民の読みかえが必要となります。そのために、改正後の表の文言のと通りの改正となります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。**

○3番（佐久間光洋君） 21条なんですけど、この条例による住民投票が実施された場合、その結果が告示されてから2年経過するまでの間という記述になっています。投票率が2分の1に満たない場合開票しない、こういったケースの場合はこの21条では一応住民投票が実施されているものですから、その結果が告示されているからということで、開票しなかった場合の2年間という解釈はどう理解すればよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） あくまでも住民投票の請求があつてですね、場合においては開票するしないは結果なんですけど、実際的にはその事務が発生しておりますので、されたということで認識していただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号柴田町住民投票条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第10号 柴田町災害見舞金支給条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第10号柴田町災害見舞金支給条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町災害見舞金支給条例についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災のような大規模な災害により被災された方々への生活再建につきましては、災害救助法等の適用により国や県の支援制度が整備されているところであります。一方で、災害救助法等の適用にならない火災・風水害・地震などの災害についても、年々発生が心配されているところであり、被災される方への生活支援が必要であると思われま

そこで、町民がこのような小規模災害により被災した場合において、町独自の見舞金を贈り、再起を助成するためこの条例を定めるものです。

本条例の主な内容は、災害救助法等の適用にならない火災・風水害・震災などの災害による居宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害に対してそれぞれ見舞金を贈るものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第10号柴田町災害見舞金支給条例についての詳細説明をさせていただきます。議案書については11ページからになります。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、災害救助法等の適用にならない火災・風水

害・震災などの災害による居宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害に対して町独自の見舞金制度を設けるための条例を制定するものであります。

それでは、条文の説明をいたします。柴田町災害見舞金条例第1条目的であります。この条例は災害により居宅に被害を受けた町民に対し災害見舞金（以下「見舞金」）を支給し、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とするものであります。

第2条定義であります。この条例において次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものです。

第1号災害の定義であります。暴風、豪雨、防雪、洪水、地震、その他異常な自然現象及び火災により被害を生ずることをいいます。

第2号町民の定義であります。災害により被害を受けた当時、町内に住所を有する者をいう。これは、災害により被害を受けた時点において生活の本拠であることを住所とするものであります。

第3号居宅の定義であります。屋根及び周壁及びこれに類するものを有し、独立して雨風をしのぐことができ、外界から遮断された一定の空間を有する土地に定着し、専ら居住を目的とした建造物で、前号に掲げる者が現に生活の本拠として居住のために使用しているものをいうものであります。

第3条見舞金の支給であります。災害により、次の各号のいずれかの被害の程度（町長が認める被害程度をいう）に該当することとなったときは、被害を受けた世帯の世帯主に対し当該各号に定める見舞金を支給する。ただし、1の居宅に2以上の世帯が居住しているときは当該居宅を代表する1の世帯の世帯主に対し見舞金を支給するものとする。

支給対象居宅が全壊、全焼または流失、半壊または半焼、床上浸水の被災に対し見舞金を支給することとしました。見舞金の金額については近郷市町等の例を参考にしながら設定したところであります。

第1号居宅が全壊、全焼、または流失したとき、5万円。

第2号居宅が半壊、半焼したとき、3万円。

第3号居宅が床上浸水したとき、2万円。

次のページとなります。第4条は支給の制限であります。町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の全部または一部を支給しないことができる。

第1号災害救助法により救助を受けたとき。

第2号被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金が支給されるとき。

1号、2号については他の制度により支援があるためであります。

第3号災害により被害が故意または重大な過失により生じたものであるとき。

第4号被害を受けた世帯の世帯主または世帯員が暴力団員等（柴田町暴力団排除条例第2条第4号アまたはイに規定するものをいう）であるときです。これは、暴力団排除を規定するものであります。

第5条書類の提出であります。町長は見舞金の支給を受けようとする者に対し、必要な報告または関係する書類の提出を求めることができる。これは、被害を処遇する官公署の発行する証明書などであります。

第6条見舞金の返還であります。町長は既に見舞金を受けた者が第4条各号のいずれかに該当すると認めるとき、偽りその他不正な行為により支給を受けたとき、または支給されるべき見舞金の額を超えて支給を受けたときは、その全部または一部を返還させることができる。

第7条は委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、条文でいう3条に（1）から（3）とありますけれども、居宅が全壊、半壊、全焼、半焼とか、これはこういう被害によってもう住めなくなったと判断できる町民に対してのお見舞いということなんでしょうか。というのは、（3）が居宅が床上浸水と、これまで例えば船岡西地区なんかでも豪雨で浸水したということで、貸し家が大家さんからここ住めないとかあけてくれとか言われて、たまたま私のほうに貸し家はあいてませんかと来た例があるんですけれども、そういう意味で3条の基準といいましょうか、判断、どういう感じになるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は関連質問みたいになりますが、町内でこういう被害があったとき、なかなかすぐに仮住まいというんですか、新しい住まい、つまり貸し家とかアパートとかといっても今は余計大震災後ということもあってなかなかあいていない状況。町民からすると、例えばそういう場合、町営住宅とかが、場合によっては雇用促進住宅ですか、そういったそれなりに町としても万が一のために1つか2つとっておくんだとか、そういう関心はあると思うので、その辺どうしているかとお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

まず、第1点目の被害の程度でございますが、被害の程度につきましては詳細は規則で定めようと思っておりますけれども、災害救助法の適用になるための基準というのが国で定められております。その基準に沿って被害程度を区分しようと思っております。全壊、全焼については70%以上の損害程度がある場合。半壊については20から70%という国の定めが、基準がございますので、それに沿った形となります。

床上浸水については、文字どおり床上に水が上がったという状態を指します。こういう災害が発生した場合は、その場所に一時的でも短期的でも住めなくなるということは事実かと思っております。

2点目の、そういう場所については、火災については町営住宅で一時的な対応をするということはあるんですが、自然災害となってくると、数的なこともございますので、それはその状態に応じて検討すべきものと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 床上、床下の違いというんでしょうか。例えば、床下でもそういう貸し家の大家さんがもうだめだろうと判断して出てくれと言われても、そういう場合は町に申請しても、この場合は床上だから対象になりませんということになるんでしょうか。

それと、もう一つは雇用促進、今も雇用促進住宅でいいんですかね、あそこは。例えば大震災で山元とか亘理とか沿岸部から来ていた人がいて、今入居状態がどういうふうになっているかということもお聞きしたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 1点目の床下浸水についてはこの制度の対象としておりません。

○議長（我妻弘国君） 2点目は商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 雇用促進住宅につきましては基本的に一般の入居は入れていないという状況です。ただ、震災の被害にも遭った方については町が直接ではございませんけれども、入居を認めているという今の状況でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 白内です。

お見舞金なので、できるだけ早く支給することが大切だと思うんですが、被災された方はどのような手続をして、それは日数は大体どのくらいかかるものなのか。それから、これはお見舞金なので福祉課長がお届けするという形になるわけですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

手続でございますが、見舞金でございますので、申請によるものではありません。町のほうで被害を、まず一報被害状況が入りますけれども、私どものほうで現地調査をいたしましてこういう制度のことを説明申し上げます。そして、必要な内容を届けてもらうなり、被災の内容を証明するような書類の提出を求めます。それで、被害の程度また対象となる金額を確定しまして支給するということになります。その手続等で遅くとも2週間から1カ月くらいの間、かかろうかという書類のそろい方にもよるんですが、できるだけ早く進めようかとは思っています。

誰が持っていくかということなんですが、今のところ振り込みということで考えております。現金の持ち歩きなく、当初被害があった、最初にお宅、調査に私どもの職員なり私なり参りますので、そのときお見舞いは申し上げますが、金額、見舞金についてはそういう支払い手続といたしますか、支払い時期等についてもお話ししようと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 支給についてはできるだけ早くお願いいたします。やはり、1カ月もかかるのではお見舞いという感じではなくなってしまうので、もしもできることなら本来であればきちんとお見舞金としてお見舞いの言葉を添えてお渡しできればいいんじゃないかなと思うけれども、やはりそれは絶対無理なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 被害程度の確認がございますので、最初の時点でお見舞金を持ってお邪魔するというのは難しいかと思えます。できるだけ早く手続を進めるということには努力したいと思えます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 補償関係、見舞金の関係ですけれども、見舞金が持ち家と貸し家に入っている区分けは、私はないと思うんですけれども、そういうのは特別な考え、私のほうの考え方がおかしいのかしら。その辺お聞きしたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

町民の定義の中で、住所を有する者、生活の本拠がそこにあれば持ち家、貸し家かかわらず、また住民登録していない方も、例えば原発被災者で今町内にいらっしゃる方もおりま

す。そういう方も現在生活の本拠が町内にありますので、対象とすると考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号柴田町災害見舞金支給条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第4 議案第11号 しばた食と農のまちづくり条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第11号しばた食と農のまちづくり条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号しばた食と農のまちづくり条例についての提案理由を申し上げます。

県では、将来にわたり農業・農村の振興に努めることを宣言し、その目標を広く明らかにし、県民と共通理解のもと達成しようと平成12年にみやぎ食と農の県民条例を制定いたしました。

町では、平成23年度を初年度とする第5次柴田町総合計画が策定され、前期基本計画の計画期間において、戦略的に取り組むべき3つの施策を重点プロジェクトと位置づけ、その1つとして食と農による地域づくりプロジェクトがあります。それを推し進める個別施策として食と農の住民条例制定への取り組みが明示され、柴田町の農業・農村の将来にわたる振興を図ることとしています。

農業・農村が持つ機能的役割の重要性や農村文化を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を活用しながら地産地消を推進し、魅力ある農業が息づく農商工が連携した食と農のまちづくりを目指すための指針としてこの条例を制定します。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

別紙議案第11号関係資料をごらんください。1ページのしばた食と農のまちづくり条例及び基本計画策定の計画を今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。

平成23年度から、町民との共通理解のもとに農業・農村の振興を図ろうと、魅力ある農業が息づく農商工が連携した食と農のまちづくり条例策定と基本計画策定に取り組んでまいりました。

平成23年11月にプロジェクトチームを設置し、しばた食と農のまちづくり条例及び基本計画の素案作成を行いました。メンバーは農業関係機関、消費者、町職員の11人で構成し、平成23年11月24日から平成24年5月29日まで意見や提案をまとめ上げていくワークショップ形式で行いました。平成24年10月には農業関係機関、農業者、消費者の15人で構成される策定委員会を設置し、町長へ提出するための素案作成を行っていただきました。平成24年10月15日から平成25年1月9日まで5回開催し、プロジェクトチームから報告を受けた素案について再検討し、町の特性を生かし、農業・農村の将来にわたる振興が図られる素案を作成していただきました。3月までに基本計画の素案を作成し、町長に提出していただくことになっています。

今後のスケジュールですが、策定委員会から基本計画素案について提出を受け、パブリックコメントを実施し、4月に柴田町農政審議会の答申を受けて5月公表を目指します。

裏面、2ページをごらんください。基本計画の施策体系図（素案）になります。誇りと愛着の持てる郷土づくりをスローガンに、食、農業、農村を柱として主要な施策をまとめ、各施策の推進方策や目標数値を設定します。計画期間は第5次柴田町総合計画と整合性を図るために平成25年度から30年度までの6カ年になります。

それでは、議案書13ページをお開きください。しばた食と農のまちづくり条例は、前文、目的と目標、責務と役割、主要な方策、基本計画から構成され、第1条から第11条までの条立てになっております。

前文では、食と農の重要性と農業が持つ環境保全や国土保全、地球温暖化の抑制といった多面的役割を理解し、それぞれが役割を持ってこれらの機能を守り、先人が築いた文化遺産や伝統とともに後世に伝えていくことや地域資源を活用しながら地産地消を推進し、魅力あ

る農業が息づく農商工が連携した食と農のまちづくりを目指すための指針とすることをうたっております。

第1条では目的、次ページの第2条では町が農業、農村振興を図る3つの目標を定めております。第3条から第5条までは農業・農村振興を図るための町の責任、農業者及び農業団体の役割、町民、事業者等の役割を定めております。第6条では第2条に掲げている目標を達成するために町が進める農業・農村振興に関する主要な方策について都市住民との交流、農業担い手の育成と確保、地産地消、農業・農村の環境整備など11項目を定めております。第7条から第9条までは、基本計画について定めております。第7条では第6条の町が進める農業・農村振興に関する主要な方策を効果的に実施するために基本計画を定めることを規定し、第8条から第10条では計画の内容、意見聴取、公表について定めております。第11条では基本計画の実施状況について2年ごとに農政審議会の評価を受けることを定めております。

この条例の施行は平成25年4月1日からになります。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。**

○9番（水戸義裕君） 水戸です。

この条例なんですが、1つお聞きします。これに例えば遺伝子組み換え農産物、この規制というか、まだまだこれに対するアレルギー症状というのは国全体的にもまだあると思っています。私たちがいわゆる一番わかりやすいのは大豆をつくるときに地元の大豆ですというときは遺伝子組み換えものではありませんよといった状況でつくって、それを1つの売りに行っているということがあるわけです。この条例の中には、その遺伝子組み換え農産物についての自主規制というか、そういったものがここには定められていません。県民条例を見てもやはりそこにもたしかなかったと思います。これに対してはどうするのか。

将来にかかってということと、消費者の安全を考えるとやはり遺伝子組み換え農産物というのはある程度規制がかかってもやむを得ない状況ではないかと思っていますので、これについてはどういう考え方なのかということと、それから農業の多面性ということになると、例えば今、ここ何年か話題になっている有機農産物ですね。有機農業の促進とか推進とか、そういったこともこの文章からは読み取れないというよりもないと、文言として。だから、有機農業に対する生産ということでの農業の促進、農業の振興を図るといったことではどうなのかといったことを、今現在私も今回出しましたけれども、去年かな、全国

の米食味分析鑑定コンクールというやつが、ことしは七ヶ宿でありますけれども、これに3,000件ほど応募があって、食味がどうかということでやっています。私もことし出しましたけれども、そういったことで有機農業に対する食味の、米ですね、そういうことが今非常に関心を持たれている。

それから、地域食料自給率の向上というものがここにはない。柴田町の地域食料自給率というものがどの程度なのかといったことの、そしてそれを促進するということも必要じゃないか。

それから、ブランド化ということで6次産業化は言っていますけれども、この中にも食のブランド化ということはここには書かれていない。今後それがどうするのかといったことが、この条例は理念だといえそうかもしれないですけども、規則で定めるということも可能なんだろうけれども、この辺に関してどのような見解を持って策定委員会なりなんなりでやってきたのかということをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 1点目の遺伝子組み換えの関係なんですけれども、山形県の高島町でも同じような条例をつくっておきまして、高島町については遺伝子の果物とかそういう関係で非常に多いということで、高島の条例ではうたっております。柴田町の場合はそこまでは今、遺伝子の組み換えとか至っていないということがありまして、条例の第6条の第1号の消費者が安心して地域農産物を入手し、食と農への信頼を保つのに必要な産地情報の提供ということで対応していきたいなと思っております。

それから、農業の多面性、有機農業ですか、それについては条例の第6条第10号に堆肥等による土づくりということでもうたっております。さらに詳しくは資料の基本計画の施策体系図ということで、食という項目の中の環境に配慮した農作物の生産ということで低農薬、有機栽培の推進、エコファーマーへの取り組みの支援ということで、さらに細かに体系図の中には、うたい込んでいるということでご理解いただきたいと思っております。

それから、農畜産物の安全性の確保ということで一番上段になりますけれども、トレーサビリティの導入の推進ということでも安全な食料を供給するというので、さらに体系図の後ろにもっと細かく基本計画で掲載するというので今取り組んでおります。

それから、食料の増産ということで当然自給率を上げるということになりますけれども、これらも基本計画の中に自給率の向上ということである程度の数値目標を示したいと考えております。（「食のブランド化」の声あり）

食のブランド化も、基本計画のほうで鉢花なりその他の野菜についてもブランド化を図っていくということで、基本計画のほうにももう少し詳しく載せるということで取り組んでいます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 今、花とちょっと出ましたけれども、食にはならないものもあるからそれはそれで、だから確かに素案というの、けさ来たらここに上がっていたので、もうちょっと前に見せてもらっても、あってもよかったかなと。けさ来てみたら食の安全と消費者の、これ素案の中でこういう意見が出ているということでいいよね、これ。ということは、確かにこれ見てわかりました。有害鳥獣駆除のことも載って、今度これから審議するわけですがけれども、これのことも載っていますし、低農薬有機栽培の推進ということも載っているし、食の安全ということではやはり遺伝子組み換えのこれからいったらこれもまだ安全が確立されているわけじゃないということでは、確かにこれが載ると。

それから、トレーサビリティというのは言ったら生産しましたよという、結果的に、これからやるということじゃなくて、それは結果であって例えば今ギャップとかいろいろ生産、細かくあるんだけど、そういったことはこの素案の中の話の中で出たということであって、条例に文言としないということは見た人はそこまで読めるわけじゃないと思うんだよ。この文言からは。そういったことも実は含んでいますよと言ったって、この文言からは一切、有機農業の促進ということじゃなく、遺伝子組み換え農産物のこと書いてあるわけじゃないし、これから読み取ってくださいみたいなこと言ってもそりゃわからないと思うんです。

確かに、今課長が言ったように高島にはそれがある。私も高島を見ました。それから古いのでいくと平成十七、八年ごろには今治市が大体国内では一番早いのかな。それを見ても今治でもやはりこういうふうには有機農業の生産とかということが載っているんですよ。載せているんです。だから条例ではのせなくても規則で縛りをかけますといったこともそれは可能なんでしょうけれども、1つにはやはりこの条例の文言にそういうことを入れてほしいなと思うわけですよ。規則は規則でまた別なんです。やはりこれをのせていただくということをししないと、ちょっと落ち度があるんじゃないかとは思いますが、この条例が。ですからこういう農業生産者もそうだし、消費者もこういうことで条例にのっていたのを見たけれども、こういうふうには載ってましたよねということで、そういったことの安心感を与えるためにもやはり文言としては入れるべきじゃないかと思うんですが、これについてどうです

か。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 条例にはうたっていないんですけれども、基本計画の公表ということなり、それから2年ごとに評価を行うということで、基本計画は必ず公表しますので、条例についてはどちらかという理念という形にしまして基本計画で今、議員がおっしゃったようなことについては全て網羅しますので、いつでも公表しますので、それで町民の方が理解できるのかなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはり、そういうふうに積極的に、逆にきのう私、今回一般質問しましたけれども、そういう意味では情報の公開とか情報の提供とか、こういうことをやりますよというPRということで、やっていただければ町民も好むと好まざるとにかかわらず情報としてやってくるとなってくるかもしれないけれども、それはやるべきじゃないかと。

そして6次産業化のほうに、6条8項に6次産業化及び他産業との連携にとあるんですけども、やはりこれをやるためにもブランド化ということと絡んでくるし、これが6次産業化を進めるということは、ほかのいわゆる農業じゃなくて他産業ですよ。これとの絡みが出てこないと6次産業も本物にならないと私も考えているんですけれども。そういったこともやるべきだろうし、ブランド化をやったら、例えば去年小布施を視察してきましたけれども、そういうことでブランド化を町で決めると、それに伴って認証制度というのもつくって必ず商品には信州小布施という文字を入れてくださいと、ラベルに、そういった形でどんどん6次産業の品物を全国的にどんどんブランドを広めるということをやっているわけです。そういった認証制度というのもやはり規則でできることですが、そういった細かいかもしれないけれども、現実そういったことをやっていかないと、現実農業の振興と一口で言ってもちょっと難しいのかなと。

実際、人・農地プランについて言うと、やはり楽しく農業をすることと、地域がやっていくということと、いわゆる中心形態を持ってビジネス化してみたいな形でやっていくというのはまた別だろうと、楽しくやるということも必要だと考えています。農業も。そういったことでやはりこの辺はもうちょっと考えてほしいなど。

今回こうやって提案されましたけれども、以前には全員協議会でも説明がありましたけれども、この辺をもうちょっと考えて、スケジュール的にはまだ間に合うのであれば今回どうなのかなと私も考えていました。今回のこの議会でこの条例を可決するかしらないかというこ

とも含めて、やはりもうちょっと、もうちょっとというところ策定委員会の人たちにも申しわけないんですけども、そこら辺まで出してきたものがあれば文言として表向きにしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺の見解をもう一度伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○農政課長（加藤嘉昭君） 先ほども申し上げましたように、プロジェクトチーム、それから策定委員会も基本計画を主に今後の柴田町の食と農の振興をどうしていくかということについていろいろ議論をしまして、最初から条例については農業者あるいは企業の方々、それから町民の方々に柴田町の農業、それから食について未来永劫振興していこうというのに条例については絞りましたので、こういう条例になっております。

何回も言いますけれども、基本計画のほうで毎年見直しをしながら具体の施策については網羅していきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） これの6条は主要な方策と、7条、8条は基本計画となっているんですけども、今政権交代になってT P P問題をどうするかという中で農業対策をどうするかという話が出ていて、その中では例えば遊休地とか耕作放棄地を活用しようとか、農業の競争力を高めるということで米とか野菜とか果物の輸出をふやしましょうという話が出てくるんですね。そういう中で町の条例の、例えば6条（5）には優良農地の確保ってあるんですね。これは、私からすると遊休地とか耕作放棄地の活用と直したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、ただもう既に農業委員会なんかはこういう町内の状況を調べて、そういう耕作放棄地をどうかしようということをしていると聞いたことはありますが、ですから私は今後、基本計画を詰めていくという中で、どちらかというと優良農地の確保よりは耕作放棄地とかそういう活用という、条例ではいいですから、基本計画の中にはそういった文面にしたほうがいいんじゃないかと思うんです、1つは。

それと（7）にある収益性の向上というの、やはり柴田町の農業も場合によっては米とか花とか野菜、果物はどうかわかりませんが、輸出するというぐらいの考え方を町も持つし、生産するというか農業団体もそういう意味ではこの条例ではいいですから、基本計画の中にそういう文面というのを入れるぐらいの考えがあってもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうかというのが1問目です。

それから2点目は、結局、基本計画は4月に農政審議会へ諮問と答申とありますが、この条例をつくる時とか基本計画で農業委員会の会長だけでもいいですけども、何かご意見

を聞いたとかこれから聞くとか、その辺どうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 1点目の第6条5号関係なんですけれども、これも先ほどお手元にありますけれども、農業の生産基盤整備と優良農地の確保という中に今、舟山議員がおっしゃった遊休農地の解消ということでは網羅しております。

それから、輸出する農産物をということなんですけれども、当然今、米転作をしまして30%以上転作、減反しているわけなんですけれども、それにつきましては町レベルというよりは国策ということで、特に柴田町、一番米については十分3万8,000人の食料を米だけは100%自給できるようになっておりますので、それはJAなり国と連携しながら、減反しなくても米がつかれるように、あるいは輸出できるように要望していきたいなと思います。

それから、基本計画策定については農政審議会ということで、諮問して答申いただく予定にしておりますけれども、農政審議会には農業委員の方が3名入っていらっしゃいます。それからこの条例の内容なり基本計画の体系図につきましては、農業委員会の総会でも今こういうことで進めてありますということでお示しをしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この6条の方策の（1）についてお聞きしたいのは、産地情報の提供ということがあるんですけれども、私が所属する会派で旭川の農業センター、市の農業センターですかね、北海道ですから畑作が盛んで、土壌調査というのを生産者のほうからもよく依頼されて、もちろん市の農業センターもやっているという、すごい、私はすごいなと思ったんですけれども、柴田町というのは今ですと原発関係で農地のそういう原発の汚染状況がどうかということはあるんでしょうが、ふだんの農業による汚染というんでしょうか、そこどうなっているのかというの、（1）に関連してお聞きしたいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 水稻につきましてはJA、環境保全米ということで水田の場合ですと農薬、どういうやつを使ったかということで先ほど水戸議員からもありましたけれども、トレーサビリティということでどういう農薬あるいはどういう除草剤を使ったというのを記録して、農家がしなくちゃいけないとなっております。それから、今、産地直売所へ野菜出荷している方々にも農政課のほうで指導しまして野菜にどういう、いつ作付しましていつごろどういう農薬を消毒してということと同じように記録していただいて、万が一の場合すぐにでも出せるように各野菜栽培農家に指導しているところであります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 食と農のまちづくりということで制定されるわけでございますけれども、現実圃場整備というかよく跡取りがないという、後継者が少ないと、中身的に私感じるのは、まず整備されていないということは農道が狭いということと水利ですね。どうしても農地とかになりますと、借りる方が多いんですけれども、雑排水の汚水がまだまだ多いという状況にはなっていることは存じていると思うんですけれども、やはり水とのそれが農業の魅力をつけるんでないかなと思うんです。

例えば、現実的に田んぼに水を引こうとすると水は来ない。そしてまた若い方は日中いないですから年配の方々が水管理をするんですけれども、腰曲げてからあそこの板入れて水を引っ張っていく、そしてまた何か持っていこうかとする、農道は狭いいろいろとそういう現実的な大変な思いをしているという状況は多く見られているのは存じているとは思いますが、魅力というのは環境環境と言うんですけれども、その環境、圃場整備ということを十分にやはりマッチしていかないと、幾ら後継者を育てようとしても現実的には育たないのが、あの環境ではなと魅力は持てないような気はするんですね。

だから、条例制定されまして、それでも根本となるのが水だと思うんです。圃場整備環境イコール水、そういうことをもっとこれからこの条例の中で計画の中に、どこの課長も存じていると思うんですけれども、座談会に行きますとそうですよね。出てくるのは水利ですよね。これが原点だと思いますけれども、感じていることあれば答弁をしていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 第6条第5号にも農業生産基盤の整備及び優良農地の確保ということで先ほど舟山議員にもお答えしたわけですが、今加藤議員がおっしゃるように、柴田町で集落座談会あるいは農地・水支払交付金等で集落に出向きますと、10数年前と比べまして多くの農家の方がやはり50アールそれから1ヘクタールの圃場整備をしないともう農業振興はないだろうという声が多くなっています。新年度予算で初めて基本調査をやりまして、来年度から各集落に入りまして10年から20年くらいかけて柴田町の水田につきまして大型圃場整備を進めまして、議員がおっしゃる水の問題あるいは農道の問題も含めまして取り組んでいくことにしておりますので、条例には具体には出てきておりませんが、基本計画の中では第一優先順位ということで明示するようになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、しばた食と農のまちづくり条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第12号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉  
施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に  
伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第12号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法を含む障がい者に関する法律の一部改正が行われました。

障害者自立支援法につきましては、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とする題名改正や条文の改正が行われたことから、関係する議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び柴田町地域活動支援センター条例について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよ

うお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 議案第12号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の詳細説明を申し上げます。

平成24年6月27日に公布されました、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成25年4月1日及び平成26年4月1日と段階的に施行されます。

法律制定の背景といたしましては、これまで国において障害福祉施策の見直しが行われてきました。見直しについては約2年間にわたって議論され、平成24年には障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とする内容を含む地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案が国会に提出され、平成24年6月に成立したところであります。

法律の施行期日は、障がい者及び障がい児の支援に関する施策を段階的に講じるため、内容に応じて平成25年4月1日と平成26年4月1日になっております。

これらの法律施行等によりまして、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法に改題されることによりまして、関係する議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び柴田町地域活動支援センター条例について所要の改正を行うものであります。

議案書17ページになります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例でございます。

第1条、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年柴田町条例第19号）の一部を次のように改正するものです。改正条項は介護補償を規定している第10条の2第1項第2号であります。公務災害により障害者支援施設に入所し、生活介護の障害福祉サービスの対象となったときには、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による介護補償の対象にならないとの規定であります。この障害者支援施設を規定してある障害者自立支援法が通称障害者総合支援法の名称変更に伴い改正を行うものであります。

また、生活介護を規定する法の項ずれでございます。

次のページになります。次に、第2条、同じく議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。改正条項は同じく介護補償を規定している第10条の2第1項第2号であります。この障害者支援施設を規定する障害者総合支援法第5条第12項が第5条第11項への項ずれとなるものです。

この改正条項は1年おくれの平成26年4月1日からの施行となります。

次に、第3条、柴田町地域活動支援センター条例（平成20年柴田町条例第26号）の一部を次のように改正するものです。改正条項は設置を規定している第2条であります。地域活動支援センターを規定している根拠法の障害者自立支援法が、通称障害者総合支援法に名称変更に伴い改正を行うものであります。

次に、事業を規定している第3条であります。第1項第1号中地域活動支援センターの事業を規定している障害者総合支援法第77条第1項第4号を第9号に項ずれを行うものであります。

次に、第4条、柴田町地域活動支援センター条例の一部を次のように改正するものです。改正条項は同じく設置を規定している第2条であります。第1項中地域活動支援センターを規定している障害者総合支援法第5条第26項を第25項に項ずれを行うものであります。この改正条項は、1年おくれの平成26年4月1日からの施行となります。

次のページです。附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は平成26年4月1日から施行する。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第12号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時41分 休 憩

---

午前10時55分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

---

日程第6 議案第13号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第13号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第13号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

町では、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止を図るため、柴田町有害鳥獣捕獲隊により、鳥獣の捕獲等を実施しております。

鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律において、市町村に鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣被害対策実施隊員を置くこととされています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針が一部改正され、市町村長が任命する実施隊員に対し、非常勤の特別職として報酬を支給し、活動において発生した被害に対する補償を行うことになったことから、柴田町鳥獣被害対策設置規則を定め、日額報酬及び費用弁償について規定するため、条例の一部を改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 詳細説明いたします。別紙議案第13号関係資料、柴田町鳥獣被害対策実施隊設置規則をごらんください。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的、効果的に推進するとして、平成19年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が施行されました。平成24年3月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化し、鳥獣駆除の担い手である狩猟者の減少、高齢化している現状から一部が改正されました。法律第9条により、市町村に鳥獣被害対策実施隊を設置し、市町村長が実施隊員を任命することとされています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の一部が改正され、市町村長が任命する実施隊員については非常勤の特別職として報酬を支給し、活動において発生した被害に対する補償を行うようになったことから柴田町鳥獣被害対策実施隊設置規則を定めるものであります。

第1条では設置目的、第2条では実施隊員が行う事項を定めております。第3条では実施隊員は町長が任命し、任期は1年とすることを定めています。第4条、第5条では実施隊員の出勤と出勤区域を定めております。第6条では報酬の支給について定めております。この規則は平成25年4月1日から施行します。

議案書22ページをお開きください。別記1別表第1になります。改正後でございます。ただいまご説明いたしました柴田町鳥獣被害対策実施隊設置規則第6条の規定によりまして、鳥獣被害対策実施隊員の日額報酬を4,000円、出席費用弁償を1日500円と定めるものです。この条例は平成25年4月1日から施行します。

以上であります。よろしく申し上げます。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） この規則の中で町長の命令により出勤するという4条、要は詳しくちょっと聞きたいということで、町長の命令により出勤するということは現実どうなのかなと、例えば予告して出てくるわけじゃないので、ひょっと出てきたときに出勤の命令といってもその辺の運用はどのようにするのかということを知りたい。出勤命令や町長の命令がないと出勤できないということではないと思うんですけども、実質いつ出るかわからない相手だから、そういう意味ではこの規則詳しく聞かせてください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（加藤嘉昭君） ここで定めております町長の命令ということなんですけれども、今現在でも狩猟期間以外、自分で免許を持っている方が狩猟期間中であればイノシシとか自由にとれるわけなんですけれども、狩猟期間以外であればそれから狩猟期間であっても熊なりが出た場合には、幾ら免許を持っていても町の許可あるいは県の許可がないと狩猟できま

せん。そういう意味で、例えばこれまでの例でいいますと春とか秋の有害鳥獣の予察捕獲、そういう場合とかあるいは熊が出没したという情報があれば、町長の命令で熊が出たので対応してくださいということで町長が命令するという規則に定めております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。14番星吉郎君。

○14番（星 吉郎君） この中には種類が入っていないものですから、例えば熊とかそういう種類ですか。鳥獣の種類はどうなっているのか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 有害鳥獣ですから、柴田町であれば今想定されるのはイノシシ、熊が主になります。七ヶ宿、丸森、角田のほうではこれに猿が入ります。ただ、鹿とかは有害鳥獣ではなく天然記念物になっておりますので、被害はあるんですけども、それは有害鳥獣にはならないということでございます。主に、柴田町であればイノシシと熊になります。小さいのであればハクビシンとかも入りますけれども、主にイノシシと熊と捉えていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 隊員の資格というのは、狩猟免許取得者が主に対象になるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○農政課長（加藤嘉昭君） 狩猟免許を持っていましても、資格を持っていましても、宮城県が講習会を年に何回かやるんですけども、その講習を受けて県のほうから、何ていうんですか、講習を受けたというあれがないと実施隊員にはならないということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） この議案書の資料を見ていて、出席費用弁償1日につき500円というところが目についたんですけども、こういうあれですか、例えば交通指導隊とかのように年1回か何回か会合のときに鳥獣の対策指導隊員が来てもらうとき、その会議のときの500円というか、ちょっと思いましたのは我々も議員は出席費用弁償というのはないんですけども、昔支給されたときはもっと、1,000円より上といたらなんですが、これは農政課長より総務課長とかに聞いたほうがいいんですかね。申しわけないんですけども、出席費用弁償の基準といっちはなんですけれども、今町内からこの役場に来てもらうとかそういう交通費とか、お弁当代ということはないんですけども、ちょっと500円というのがひっかかったので、申しわけないんですけども、総務課長か誰か、それともこの隊員にどういう基準で500

円という出席費用弁償なのかということですよ。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 出席費用弁償の500円は、ほかの非常勤特別職も500円となっております。今回の実施隊員につきましては当然ほとんどは軽トラックとかでどこかに集合して、あと予察とか歩くということで、役場なり槻木の農村改善センターに集まるという場合の旅費という考え方で、ほかの非常勤と同じように500円ということで定めたものでございます。あと詳しくは総務課長お願いします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明の補足。総務課長。

○総務課長（松崎守君） 費用弁償でございますが、これは500円ということで平成18年にこれまでに1,500円という日当的な内容を明示してございましたが、それは行革財政再建絡みもございまして500円という設定をしたわけでございますが、当然費用弁償ということになれば日当的なもの、それからいわゆる弁当的なそういう食事も考慮された内容が入ることになっているんですが、18年において1,500円から500円になったという経過がございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。2番佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子です。

日額4,000円とございますけれども、危険も伴うと思うんですが、それを考えると4,000円というのは安いのかなと、1日あたりは何時間ぐらいのそういう仕事になるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） これまで有害鳥獣捕獲隊員ということで、これまでは大体1日ということで、6時間ぐらいですかね。それで今までは2,000円だったんですよ。半日1,000円ということで報償費のほうで謝礼ということで支出しておりました。今回1日4,000円というのは決して高くはない金額だと思いますけれども、隊員の方々ともいろいろ情報交換しまして、6時間ぐらいなので宮城県の最低賃金が675円ということで6時間くらいであれば4,000円くらいであれば妥当だろうということで設定しております。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第14号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第14号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第14号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、子供の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために既に助成を行っている入院に加え、通院に係る医療費の助成対象者についても15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者に拡大することに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、議案第14号の詳細説明をさせていただきます。議案書の25ページをお開きください。

柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、通院に係る助成対象者を入院と同じように中学3年生までに拡大していくものですが、改正条文は第4条となります。改正前の条文中に、また助成対象者のうち7歳に達する日の属する年度の初日から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者については入院に係るものに限るというただし書きの部分がありますが、改正後ではこの

部分を削除することで助成対象者は7歳から15歳までの入院限定が外され、入院通院ともに15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者、言いかえれば中学3年生まで助成するものです。

さらにつけ加えますと、第2条にはこの子供とは出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものという定義がありまして、このことを受けて第4条の冒頭にあります子供に係る医療費は15歳までを助成対象者とした医療費という解釈となります。

続いて附則です。第1項は施行期日ですが、この条例は周知や準備などありまして平成25年10月1日から施行します。第2項は次のページにかけてとなりますが、経過措置で改正後の新条例の規定は条例施行日以後の10月1日からの診療に係る医療費の助成について適用し、施行日10月1日前の診療に係る医療費の助成については従前の例によるものとします。第3項は受給資格の登録等の特例です。新条例の規定により助成対象者となる者に係る条例第5条第6条及び第7条第1項の事務受給資格登録申請、所得額の確認、受給者証の交付までの事務等ですが、条例施行日の10月1日前でも行うことができるとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。**

○17番（白内恵美子君） 白内です。

対象者は何人ぐらいになるのか。それから手続はどのような形で行うのか。それから、コンビニ的受診抑制のためにこの周知の段階で、子供の医療にかかる時のルールを守りましょうという呼びかけが必要となってくると思うんですが、今どのようなことをお考えでしょうか。半年あるので随分いろいろなことができると思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 対象者のほうなんですけれども少々お待ちください。新たに中学生になる人数が1,022人でございます。そして、最終的には件数なんですけれども、今回中学3年生まで通院を拡大した場合の件数なんですけれども、1万9,800件を見込んでおりまして、金額については3,700万円を見込んでおります。

それから、手続なんですけれども、手続はこれまでと同じような手続になるわけなんですけれども、今回の場合は10月1日から施行するんですけれども、その前の準備期間としてまず最初に学校に協力をいただいて、小中学生の受給者証を登録して交付するために登録申請をしていただきますので、その通知をいたします。そういう案、そういうところで説明をさせていただいて9月までには、10月1日から始まりますから9月までには受給者証を交付してい

きたいと考えております。

それから、心配なのは拡大したことで過剰受診になると、コンビニ受診とかそういうところが心配されるんですけども、これについては1つは家庭のほうに案内通知を出すときにその文書の中に過剰受診にならないように適正な受診をお願いする内容の文書を入れたいと思っています。また、夜間のコンビニ受診ということでは、一番の担い手としては中核病院がそういうところにありますけれども、中核病院では選定療養費を平成25年4月1日から夜間でも取るようにするということがありますので、一部そういう部分では抑制がきくのかなと考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 夜間に受診する場合についてを、詳しくお知らせしておく必要があると思うんです。今の選定療養費の問題もあるし、それから夜間だと割高になりますよね。その分はどうなるのかというところ、無料だから大丈夫なんだといった場合、じゃあ時間外の場合の高くなる分はどこが負担するのか、そういうことも何かわかりやすい図で示したような形で皆さんにきちっと周知しないと、ただ無料になると行って行く方がいらっしやると思うんですよね。ですから、選定療養費についてもきちんと説明する、時間外についてもきちんと説明するということが大事だと思います。

それから所得制限についてはどうなっていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○健康推進課長（大場勝郎君） 選定療養費については今言ったように案内するわけですが、1,575円徴収されます。これは子ども医療費の助成では対象外となります。参考までに、例えば中核病院なんですけれども、救急車で来院したと、それから入院治療となったという場合は、選定療養費は取らないということになっております。

それから、所得制限についてはこれまでどおり所得制限をかけていくということで考えています。理由については、この子ども医療の助成は若い親の方の経済的負担を軽減することでありまして、もう一つは格差社会といいますか、それを前提としてやはり収入のある方にはもちろん所得制限で外していくという考え方はこれからもずっと続けていきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、所得制限で受けられない人、それからこの制度を利用できる人と、両方出るわけですが、周知の仕方ってやはり大事ですよ。伝え方によって

は所得制限で受けられない人も無料になるんだと思って期待してしまうということがあるので、その辺のこともきちんとがっかりさせないように周知していただきたいと思います。

それと、その割合はどのくらいをお考えですか。今出ていますか。実際に受けられる人、受けられない人の割合です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○健康推進課長（大場勝郎君） 所得制限については、子ども医療助成の全体的な案内も一緒に含めてお出ししたいと思います。そういうところで確認をいただけるようにしていただきたいと思うんですけども、所得制限についてはどれくらいあるかということでは、試算した人数では現在平成25年1月1日221人の方がおります。そして例えば1人当たりの単価を掛けますと2万2,702円という算式上の金額なんですけれども、それに221人を掛けると501万7,142円ということで約500万円が所得制限の金額になります。1人当たりは2万2,702円という年間の助成、これまでの状況からしますとそういう部分が所得制限で受けられないという状況です。

○17番（白内恵美子君） 受けられる人と受けられない人の割合は、しっかりした数字でなくても構わないんですが、大体どのくらいの割合なのかなという質問だったんです。

○健康推進課長（大場勝郎君） 平成25年1月1日現在で受給者が2,544人います。そのほかに、受給者証が2,540人、そのほかに221人の所得制限にかかった人がいたということでございます。約1割ですかね。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 今、コンビニ受診という言葉が出ました。私、この言葉を使われると非常に憤慨するんですが、そのコンビニ受診という言葉がどこから来ているのか。過剰受診ぐらいだったらまだいいんですけども、何か誰かが多分本でも書いた言葉が少し一部医療業界に広まっているとは思いますが、病院側の言い分としては過剰受診を避けてほしいという思いがあって言うことはいいと思うんですけども、行政がコンビニ受診なんていう病入の受診を控えさせるような物の言い方は絶対避けてほしいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 私も一般的に言われるコンビニ受診ということで安易に使っておいりましたけれども、この考え方には2つありまして、今、若い親の方たちは共働きで子供たちを今すぐ夜間、戻ってきて風邪引いたとか調子が悪くなったときにすぐに、何ていう

んですかね、日中に行かれなくて夜間に行くという現状がありますね。ですから、そういうものも1つには悪い状況ではなくて、それを肯定して医療体制も夜にでも行けるような医療体制を確保していくのが大切だと思うんです。

ですから、単にコンビニ受診という言葉で、それは簡単に気軽に行けてだめだということだけではなくて、一方ではそういう夜間の共働きの方の受診なんかも確保できるような医療体制になっていけばいいのかなと思っていました。たまたま町内の医師に聞いたことがあったんですけども、午後からやって夜までやってくれないかとか、そういう話もしたんですけども、現実的には診療報酬の関係で無理だということの話を聞いておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 気軽にひょいと医者にかかっちゃうという、そういう部分を避けたいということもあるんでしょうけれども、やはり病気というのは本当に専門家に診てもらわないとわからない部分がありまして、ちょっとぐあいが悪いときに心配になったときに診ていただくような体制を整えるということが大事なのであって、こういう医療費無料化を通知するときにコンビニ受診は避けてほしいとかそういうことをわざわざ通知するということは私は避けるべきではないかと思います。

一般的に別な機会で広報する分には構わないと思うんですけども、やはりぐあいが悪くなったら医者にかかる、そして重篤にならないように早目に手を打つというのも1つの医療費の削減にもつながると思うので、その辺ちょっと難しいとは思うんですけども、わざわざコンビニ受診なんていう言葉はましてや使うことはないようにお願いしたいなと思います。

それで、前にこの関係の質問なんかをしたときに、たしかほかの自治体で子ども医療費の無料化というか町で負担することを拡充した、拡大したときに本当に過剰受診というのが発生しているのかどうかということをお聞きしたことがあったんですが、そのときはそんなにはなっていないようなことを情報として得ているという答弁があったと思うんですが、その辺もう1回、今のどういう状況で把握しているかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 前回もお話ししたんですけども、私のほうで確認したのは最近村田町が中学生までやって、その状況をお聞きしたところ、特に過剰受診につながったとか混乱したという話はなかったということで確認しましたので、大丈夫なのかなと捉えています。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ですから、やはり町民の方を信頼するというのも必要なもので、わざわざ医療費無料化に当たって、コンビニ受診になるような危険があるからそれはやめてくださいというあれはしないでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○健康推進課長（大場勝郎君） 適正な受診という形で推奨してまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今そういうコンビニ受診ということなんですが、子供が対象ということでは教育委員会ということから、学校での周知ということと、親と同居されていればある程度はこういう子供の症状というのが親に教えられるということも考えられるんですが、核家族という自分たちだけで、しかも子供が育っていくうちの病気というのはいつどういふふうになるかわからないし、親としても初めてのことになるとなおさらわからない。だったらすぐ救急車という判断にならないように、やはり学校としてもPTAを通じてそういうことのないようにというか、こういうことですのでよく知って下さいみたいなことをやはりやっていくべきだろうと思うので、その辺の考えをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 学校で医療費関係についての対策ということで保護者の皆さんにお話しするという事は、町の健康推進課、今大場課長が答弁されたように町の方針に沿ってその情報を提供するという事では協力させていただきたいと考えています。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 15 号 柴田町防災会議条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 16 号 柴田町災害対策本部条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 15 号柴田町防災会議条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 16 号柴田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の 2 件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第 15 号柴田町防災会議条例の一部を改正する条例、及び議案第 16 号柴田町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたしました条例は、災害対策基本法の一部を改正する法律が昨年 6 月 27 日に公布されたことに伴い、災害対策基本法を引用している柴田町防災会議条例及び柴田町災害対策本部条例において所要の改正を行うためのものであります。

詳細につきましては、危機管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） それでは補足説明をいたします。

ただいま提案いたしました議案第 15 号及び議案第 16 号一括提案となるものです。提案理由にもありましたが、昨年 6 月 27 日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、同日施行されました。これに伴い、柴田町防災会議条例及び柴田町災害対策本部条例の一部に改正が必要となったものであります。

法律の一部改正は、東日本大震災の教訓、課題を受けて防災対策全般について見直しを行ったものであります。法律の主な改正概要についてですが、大規模な火災に対する即応力の強化、そして大規模な災害時における被災者対応の改善、これが主な改正であります。

今回の条例の一部改正に関する法律の改正についてですが、地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しです。その内容についてですが、災害対策基本法においてこれまで防災会議の所掌事務として、災害が発生した場合においてその災害に関する情報収集とされておりましたが、災害応急対策は防災会議で情報の収集などを行うことよりも自治体の災害対策本部において行うことが効果的であることから、見直しが図られて明確化されまし

た。

また、防災会議については防災に関する諮問機関としての機能を強化するため、市町村長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することが所掌事務に追加されるとともに、防災会議委員の追加を行うものであります。

以上、このことを受けて2本の条例を改正するものですが、議案書27ページをお開きください。

議案第15号柴田町防災会議条例の一部を改正する条例であります。見出しの部分、左側が改正後、右手のほうは改正前という形になっております。

第2条所掌事務として、第1項については文言の整理を行うものです。同条の第2号、これまで町の地域に災害が発生した場合において当該災害に関する情報収集について規定されておりましたが、これについては先ほど補足説明で述べたとおり災害対策本部の業務のほうに移管されますので、これが削除になって、かわって左手のほうの2号としまして、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するという項目に変わっております。

次に、第3号、これは改正後のほうで新たに追加になるものですが、第2号に規定する、いわゆる前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べるという項目が追加されております。

第4号、これまで第3号でありましたけれども、文言の整理、項目が3号が追加に伴う文言の整理であります。

続いて、第3条のほうになります。こちらのほうは防災会議の会長及び委員について規定されております。この中で、第5項、これについては1項、5項については文言の整理を行い、第8号を追加するような形になっております。第8号として、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命するという事で新たに追加になったもので、特に今回東日本大震災に伴って、長期にわたる避難生活などで女性の参画が多く求められるということで、女性委員の推進を図るという意味合いも含まれて追加になったものであります。

次に、第6号です。それぞれ委員について第5項1号から7号に規定する分について、第1号、第2号、第3号、第4号及び第3号については委員の定数を定めておりました。これを改正されまして全体で25名以内という形で規定されるものです。ですから、改正前はこれまでは委員は20名だったんですが、改正に伴い最大限25名まで可能となります。

28ページに移りまして第7項になります。先ほど第5項に第8号が追加に伴い文言の整理を行っております。

附則として、この条例は公布の日から施行することになります。

引き続きまして、議案第16号柴田町災害対策本部条例の一部を改正する条例であります。

これについては改正後、改正前の欄を見ていただくとおり法律の改正に伴い法律の条項ずれが生じておりましたので、そこで引用している条文第1条目的の部分です。23条第7項を第23条の2の第8項に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行することになります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑はありますか。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 防災会議の委員のほうなんですけれども、前は20名ということで今回新たに25人以内ということで制定するわけなんですけれども、最大5人ふえるということなんですけれども、今回女性の目線を重視するということが非常に、女性の目線で避難所生活ということが非常に、何ていうんでしょう、推進されたというか、本当に今までは男性目線が多くて、避難所というのは男性目線で避難所運営されていたということもありまして女性を推進するということなんですけれども、うち女性の人数どのぐらいを考えているのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 女性の委員のほうなんですけど、今のところ例えば婦人防火クラブあるいは婦人会そして男女共同参画推進審議会、そちらの委員の代表とかで3名から4名でそういったものを予定しております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 防災会議についてまずお聞きしたいのが委員の数、今25人以内にするということなんですけど、自主防災組織を構成する者とまたは学識経験のある者というのは前のように何人というように、この部分は限定ということがないのかどうか。今までですと委員の定数というのが3人とか6人とか細かく決めていたということですよ。今度は25人以内という定数の規定はありますけれども、新しく加わる、例えば自主防災組織を構成する者とかまたは学識経験のある者、専門家と考えていいんですが、その方たちについては例えば人数が何人と限定されるのかという点をお聞きします。

それから、今まで防災会議の性格というか、所管事務の災害があった場合に当該災害に関する情報を収集するということですのでけれども、間もなく2年になりますけれども、東日本大震災以降この防災会議というのは開かれたんでしょうか。あのくらいの大きな、沿岸部が主に大きな被害ですけれども、町内だって下水道がやられたとか自宅も被害があったりということで、今までの所管事務でいう災害に関する情報を収集することという意味では、私らも役場の担当者のプロジェクトチームがどうか、対策本部の話はいろいろ聞きましたけれども、考えてみると町の防災会議というのは、ここに書いてある今までの役割という情報収集という意味で会議が開かれたんでしょうか。それで防災会議条例が昭和37年とありますけれども、これまでこの防災会議というのは、申しわけないですけれども、どのくらい開かれたんでしょうか。私らも毎年決算報告9月議会で審議しますけれども、こういう防災会議がどう開かれたという内容、私はちょっと余り記憶がない。

今回なぜこんなことを言いたいかというと、県の建設関係の入札に関する会議か何かが10年か20年開かれていなくて、今度、条例を廃止すると見解が出ているとあったんですね。本当は予算委員会でできたら監査委員に聞いたかったんですけども、あえてお聞きしたいのは防災会議、ですから昭和37年に条例つくられたとして今まで何回くらい会議開かれたんでしょうか。今までも台風で例えば被害があったとかありますよね。豪雨とかなんとか。そのときに、町の防災会議というのは今まででいう役割の災害に関する情報を収集するという意味で開かれていたのかお聞きします。

今度は議案16号でいいんですよ、対策本部のほう。質問というより、2年前の大震災の後に、我々議会とか議員にあのとき議員は何をしていたとか、いろんな町民からの意見がありまして、結局、議会運営委員会が奈良県生駒市に視察に行きまして、ああいう災害時に議会として議員としてどういうふうに行動したらという行動基準というマニュアルについて勉強してきまして、それなりの土台案をつくりました。実は、それを全員協議会とかで確定はしていませんが、我々この3月までの今度の任期までに万が一またああいう大きな被害があったときは、一応、仮に決めている今の段階のもので皆さん行動しましょうとなったんです。

私がここで申し上げたいのは、本当は生駒市の場合には議長が市の対策本部のメンバーとして規定されているんですよ。そして執行部とお互い情報交換するとか、あとは議員が、議員のほうの本部というんですかね。私が申し上げたいのは執行部のほうで万が一今後対策本部とか設置する場合に、一応我々議会、今の議員の中ではそういうマニュアルとか行動基

準とか考えていますので、町の対策本部に対する議会とか議員の役割というものをお考えいただきたいという、要望に近いんですけれども、この辺今のこと、例えば危機管理監かどなたか、それについてお考えをいただければと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） お答えいたします。

先ほど追加になった項目に対する自主防災組織及び有識者の人数、これは人数は限定されておりません。だからこれまで県の職員とか町の職員ということで人数が規定されておりましたが、そういうのが撤廃されたことに伴ってそちらの人数を減らしてこちらでふやすということも可能ですので、中で動けるような、柔軟に動けるような状況になります。

それから防災会議の開催状況なんですけど、直近では平成21年1月に開催されております。これは特に地域防災計画を全般的に見直すということで、この年度については3回ほど開催されております。それ以前なんですけど、データの的にはあれなんですけれども、そういった地域計画とか防災に対策する重要事項があった場合に開催するということになっておりましたので、そういった改正がない場合あるいは災害が少なかった場合は開催されていない時期もありました。それから、災害対策本部の委員といいますか、メンバーに議会の議長あるいは議会の代表の方をということなんですけれども、これについては災害対策本部のメンバーについては随時柔軟に対応できますので、そういった必要があれば議会側の代表の方も入っていただくということで、お願いすることになるかと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はいどうぞ。

○12番（舟山 彰君） 学識経験者というのは何名とは限定しないんでしょうか。それと、自主防災組織を構成する者というのは町民の方ということでしょうけれども、（1）から（7）の規定のところには略して書かれていないんですが、ダブるといえるか、例えば自主防災組織というと地区にもよるんでしょうけれども、大体は自治会長か町内会長で区長ではないと思うんですけれども、そういったダブるみたいなことがないのかということですね。

委員のことはそれで、2番目、防災会議が2年前の大震災の後は開かれていなくて、結局あれから私何回かその後の防災対策どうしますかということはずっと質問していて、結局は町の災害対策本部があのかのときの反省とそれに基づいて、町民等からの要望でいろいろ用具をそろえとか連絡体制をどうするかということをしたんでしょうけど、その防災会議というのはそのときは開かれなかった、結局はあその後いろいろとられた防災・減災対策は、ですから町の執行部が自分たちの行動も踏まえて考えたことであって、町民とかの要望もあったんで

しょうけれども、防災会議という1つの条例に基づく会議に諮ってもいなかったということなんでしょうか。ちょっとその点。

それと、災害対策本部に対する議会のことはあくまでも私は今こういう我々の動きがありました、今後できたらということではぜひという意味ではない。ほかの議員によっては、ええ、ですからそういう動きがあるということをご理解いただきたいのでそれはいいです。全員の合意ということではまだありませんので、ということで防災会議のことだけお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 2点ほどあったかと思いますが、1点目、委員についてそれぞれポスト的に区長とか自主防災組織役員とか会長で重複するのはないのかということなんですけれども、皆さんのほうには略されているんですけれども、第3条5項に第1号から7号という内容がございますが、指定地方行政機関の職員として規定されているのが第1号で、これについては国交省関係の職員の方が入っておりました。それから第2号の宮城県知事部内の職員から町長が任命するということで、こちらは宮城県の職員ということで主に大河原合同庁舎の各所長等が入っております。それから第3号としまして、宮城県警の警察官のうちから町長が任命するということで警察関係の方が入っております。それから4号として、町長が部内の職員のうちから指名する者として、これは町職員で特に防災に重要な部署についての職員が入っております。それから5号としまして教育長が入っております、6号として消防長及び消防団長としまして、これは柴田消防署とか柴田町消防団が入ります。それから7号として指定公共機関または地方公共機関の職員ということで、NTT、電力、郵便局関係、そういったものが入ってございました。これまで先ほど言ったように行政区長とか自主防災組織の方が入ってございませんでしたので、今回から第8号の追加に伴いそれが可能となるものです。

それから防災会議については、これまで東日本大震災を受けて復旧・復興の部分のほうを、あるいはまた再度大きな災害が発生した場合に備えて機材とかあるいはソフト面の充実を図ってきましたけれども、これから地方、地域防災計画、特に宮城県でことし3月に宮城県の地域防災計画が決定する予定です。それらと整合性もございますので、それらを受けてこの防災会議を新年度開催していきたいと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 防災会議の開催状況、過去のことをちょっとお聞きしたんですが、た

しか平成25年度予算に防災会議の委員の報酬って、これは予算委員会で聞こうかなと思ったんですけども、申しわけないんですけども、今までこの防災会議の委員の報酬というのが、私も10年以上議員になっていて今まで予算案に計上されていたのかと疑問に思いまして、それで先ほど県の10年だか20年も開かれていない会議ということが頭にあったんですが、今までの危機管理監の説明でこれまでも改正前の委員の規定で、例えば国とか県とかいろいろ説明がありましたよね。

つまり、防災会議は常設の会議ではないと理解、これまでは常設の会議ではなかったと理解していいんですか。災害が発生した場合に緊急に招集するというものなのか。ちょっと最後、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） この防災会議なんですが、災害が発生したたびに開催するような目的のものではございません。災害、今回の大震災とかそういうことで地域防災計画の改正やらあるいは防災の町としての基本方針、防災に関する施策あるいは災害緊急事態の対応について、そういったものを、重要事項を審議するという形になっております。以上です。

（「済みません、あの……」の声あり）

○議長（我妻弘国君） 済みません、ちょっと。質問のあれは終わったんですけども。

（「つまり……」の声あり）中身が違うんですか。マイクを使って。

○12番（舟山 彰君） 県からも委員が来ると規定されているわけでしょう。そう決めてあるんですかということですよ。常設かどうかと私さっきお聞きしましたよね。委員の定数とかそこから何人、今の改正前は規定されているということは実際に県の、例えば大河原土木所の人というふうにこれまで委員というのが決まっていたのか、常設という言い方は。

○議長（我妻弘国君） それでは、それだけ危機管理監、答弁お願いします。

○危機管理監（相原健一君） 例えばなんですが、宮城県の場合はこれは慣例的にですが、決まっております。宮城県地方振興事務所あるいは仙南保健福祉事務所、そして大河原土木事務所ということで、これまで防災会議のメンバーとして役職をこれだということは先ほど言ったように条例では定まっておりますが、運用上こういった方々がメンバーとして入っております。これは、柴田町だけではなくて近隣市町村も同じようなメンバーで町長が委嘱するような形になっております。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。何人いらっしゃいますか、質問の方。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時からといたします。

午前 1 1 時 5 4 分 休 憩

---

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第15号、第16号の質疑を続けます。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 第3条第5項第8号に自主防災組織を構成する者ということであるんですが、議案第15号です。町の防災会議ということでは自主防災組織を構成する者ということで、各自治区というか行政区に自主防災会があるので、ぜひここから自助の中心という自主防災会議ですが、やはり地元のことは地元でということも一番、必要ということでは自主防災組織から何人予定しているかわかりませんが、ぜひ人数をある程度確保していただきたいということです。それとそれに関連して自主防災組織での連絡協議会みたいなのという話出ていたその後どうなっているかということで、あわせてついでにお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 水戸議員のご質問にお答えいたします。

大体、自主防災組織のほうは組織を構成する方の代表ということで、そちらのほうはぜひメンバーに入れるようにします。

それから、2つ目の連絡協議会ですね。これについては以前お話し申し上げたかと思いますが、すけれども、何度か自主防災会長であります区長会でお話をしましたけれども、平成22年にできた自主防災組織もあって、この前も新聞に載りましたけれども、土手内すばらしいものをつくったりということでレベルが大分違うので、レベルといたら失礼なんですけれども、できたばかりのところはこれからなので、それに入るまでまだもう少し時間をくださいという皆さんのご意見があったので、まだもう少し模様を眺めているという状況です。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういう実態ということでは、了解しましたというか、できたばかりだから、だったらなおさら先輩組織にいろいろ意見を聞いてそれを磨いていくというのも1つの手だろうと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

○議長（我妻弘国君） ほかに。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 白内です。

もう一度防災会議の委員の人数のことなんですが、もう一度確認です。説明聞いてもよくわからなかったんですが、充て職が何人で、それで自主防災組織を構成する者または学識経験がある者は何人なんでしょうか。それと、先ほどの平間議員の質問に対しては、女性は三、四名ということだったんですが、この三、四名というのはどこからとってきた数字というか、全体から25人であればもう少し、本来であれば女性の数をふやしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、充て職の人数で決まってくるのかなと思うので、もう一度そこを説明願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 白内議員のご質問なんですが、今委員の構成ということで充て職は何人なのかということですが、いわゆる防災会議条例の第3条のほうで先ほど説明したとおり、第1号から第8号新たにできますと、そのことで充て職が決まっているのが3名です。教育長と消防長といわゆる消防署長ですね、あとは消防団長。それ以外の国県あるいは町そして新たに追加になる自主防災組織、そして学識経験、あと公共交通関係の機関というのは充て職ではなくて町長が任命するような形になっております。

第2点目のほうなんですが、女性の3名から4名というのはどういう充て職でというようなご質問だと思いますが、今のところ充て職ではないんですが、先ほど申しましたとおり女性の参画をとということが、やはり今回の東日本大震災で大分長期にわたる避難生活で苦労されているというお話もございましたりして、いろんな面で女性の視点でというのは重要だということがありますので、女性ということで限定すれば婦人防火クラブあるいは婦人会あるいは男女共同参画推進審議会、こちらのほうで同じく第3次の男女参画プランのほうで新たに防災の観点で女性の視点をということで第3次計画から新たに入ったようですので、そういったものも審議会の代表の方の女性の方のメンバーの構成にお願いしたいなと思っています。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 3.11のときは民生委員がかなり頑張ってくくださったんですよね。地域で。ですから、民生委員を入れる。女性が民生委員は多いわけですから、その割合で女性の民生委員を多くするという形はとれませんか。3人だけではなくてももう少し違う形で人が入る方がいいのかなと思うんですが、経験をもとに民生委員に入っていたらいいかなと思いますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 民生委員も今回のメンバーのほうに、そちらのほうは検討しています。女性のほうがやはりいいのかなと思います。今、会長が女性ですので、そういったところも検討していきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号柴田町防災会議条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号柴田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第17号 柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準等を定める条例

日程第11 議案第18号 柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準等を定める条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第17号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、日程第11、議案第18号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第17号柴田町地域密着型サービ

スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び議案第18号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例についての提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、各地方自治体において条例で定めることになったことから、今回2本の条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明をいたします、

議案第17号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び議案第18号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の2本の条例について、地域主権改革一括法の関連の条例制定によるものでありますので一括して説明申し上げます。条例の内容が膨大な量であります。簡潔に説明に努めたいと思いますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

条文の説明の前に、条例制定の概要について別紙資料によりご説明申し上げます。お配りの資料です。議案第17号、18号関係資料でございます。

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となってもできる限り住みなれた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたもので、原則として柴田町内という日常生活圏域内でのサービスの利用、提供が完結するものであり、市町村が事業者の指定と指導監督を行うものであります。

条例制定に当たっての考え方であります。資料①となるんですが、1点目、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、いわゆる改正介護保険法によるものであります。改正前の法で定められていた基準のとおりサービスの指定を受けることができる者について法人と定め、もう一つが地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下と定めるものであります。

続いて2点目、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次の地域主権改革一括法によるものであります。この法

律の施行によりましてこれまで国において定められていた指定地域密着型また介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準について、町がみずからの判断と責任による町条例で定めることになりました。法律では町が条例で基準を定める場合、定める事項に応じて基準の類型が3通り示されております。それに沿った形で条例を定めることになります。

国で定めてある基準に対し従うべき基準、標準とされる基準、参酌すべき基準に従って条例を定めるものですが、参酌すべき基準につきましては町が十分参酌したものであれば地域の実情に応じて異なる内容を定められるものであります。条例で定める基準については現在国の省令等で定める基準に従い適切に運営されていることから、基本的には国の基準に従って条例を定めるものであります。その上で、参酌すべき基準につきましては町の介護保険事業計画の更新、近隣市町や宮城県の取り組み方針等踏まえ、5つの独自基準を設けることにいたしました。

独自基準の1つとして地域包括支援センターとの連携を規定します。地域包括ケアシステムの中核的機能を担う地域包括支援センターとのより一層の連携を求められるため、一般原則の連携すべき対象に地域包括支援センターを明記するものであります。

独自基準の2つ目として暴力団の排除を規定します。事業者の指定を受けることができる法人の要件に暴力団の排除規定を追加し、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境整備を図るものです。

独自基準の3つ目として、記録の整備を規定します。これは、記録の保存期間の延長と記録の種類追加であります。不適正な介護給付費があった場合、町の返還請求権については地方自治法の規定により5年間と定められていますが、現行の基準では記録の保存期間が2年間と定められているため、独自基準において残存期間を5年とするものであります。また、あわせてその返還額の確定の補足資料となる2項目を保存すべき記録として追加するものです。

独自基準の4つ目として非常災害対策を規定します。平成23年3月11日の東日本大震災において、町内の介護施設においても水、食料品、燃料等の不足によって大変困難な状態が発生しました。また、集中豪雨などの自然災害も心配されます。現行の基準より実効性の高い災害対策として、災害ごとの計画並びに防災に係る物品の備蓄等を義務づけるものです。

独自基準の5つ目として指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員を規定します。利用者にとって低廉な自己負担で利用が可能である多床室の整備が可能となるよう原則は個室であります。地域の実情に応じて4人以下での整備を可能とするとの独自基準を設定するも

のであります。

続いて資料2 ページ、表となります。条例の構成及び独自基準の設定についてご説明申し上げます。

初めに、柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例であります。表左から順に目次、独自基準のあるなし、基準類型、国の基準となる省令となっております。構成は章立てにしてしております。第1章が総則です。第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第3章の夜間対応型訪問介護、第4章の認知症対応通所介護、第5章小規模多機能型居宅介護、第6章認知症対応型共同生活介護、第7章地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第9章複合型サービスと順にサービスの種類ごとに章立てを行いまして、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準の順に条立てをしてしております。全体で205条の条立てになっております。

先ほど申し上げました独自基準の設定した項目については網かけで表上の表記をしております。例えば第3条、第4条ですね、一般原則と指定を受けることができる者、第43条が記録の整備、59条が記録の整備というように独自基準を設定した項目について太字で表記しております。

続いて6 ページになります。柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例です。これについても表の見方として左から目次、独自基準、基準の類型、省令と欄を設けております。

第1章が総則です。第2章が介護予防認知症対応型通所介護、第3章が介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章が介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスごとにそれぞれ基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の順にそれぞれ条立てをしてしております。全体で91条の条の構成となっております。

以上で、資料による説明を終わりました。議案書に入ります。

議案書31ページをごらんいただきます。議案第17号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例であります。

まず、目次で条例の全体像を説明申し上げます。先ほど資料の表により条例の構成を説明申し上げます。まず、第1章が総則です。第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護から第9章の複合型サービスまで順次サービスの種類ごとに基本方針、運営に関する基準、設

備に関する基準、運営に関する基準などごとに条を設定し、全体で205条の構成となっております。

最後に、附則で施行期日と経過措置を規定しています。内容について説明申し上げますが、基準についてはこれまで国の基準のとおりでありますので、これまでの基準のとおりでありますので、参酌基準のうち独自基準を設定したものについてのみ説明申し上げます。

33ページお開きください。第3条指定地域密着型サービスの事業の一般原則であります。第2項になりますが、指定地域密着型サービスの事業者の連携に努める先に地域包括支援センターを加えます。

続いて、34ページになります。第4条指定地域密着型サービスの指定を受けることのできる者であります。法人である、括弧書きに暴力団排除の規定を入れてあります。

続いて、52ページになります。第43条記録の整備です。ここには記録の5年間の保存をしなければならないことと、2項8号9号を保存すべき記録に加えるものであります。この記録の整理については次の章からも同じ規定がございますので、これ以降サービスの種類ごとに同様の規定をしております。

続いて69ページになります。77条非常災害対策であります。第2項に非常災害の種類ごとに計画を作成し、掲示し周知しなければならないと規定します。また、第3項には他の社会施設との連携、食料品等の備蓄、自家発電装置等の整備に努め、非常災害することになります。これについてもこれ以降の各所のサービスの種類ごとに同様の規定をしております。

続いて107ページになります。154条設備であります。指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員の規定で第1項第1号ア、次のページであります。1の居室の定員は1人とすること、ただし地域の実情に応じて必要があると認める場合は4人以下とすることができるものと規定するものであります。

附則としまして、施行期日であります。136ページになります。第1条この条例は平成25年4月1日から施行する。経過措置としまして第2条以下に規定するものです。国の基準から町の基準に変わることによる経過措置の規定となります。

続いて、議案書141ページです。議案第18号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例であります。条例の全体像につきましては目次をごらんのとおり第1章が総則です。第2章の介護予防認知症対応型通所介護から第4章介護予防認知症対応型共同生活介護まで順次サービスの種類ごとに基本方針、人員、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ご

とに条を設定し、全体で91条の構成となっております。最後に、附則で施行期日と経過措置を規定しています。

議案17号と同じように独自基準を設定したものについてのみ説明申し上げます。

まず、143ページになります。第3条指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則であります。第2項になりますが、連携に努める先に地域包括支援センターを加えるものです。

続いて、次の条、第4条指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者であります。法人であること。そして法人の括弧書きに暴力団排除の規定を入れてあります。

続いて、155ページになります。31条非常災害対策であります。156ページになるんですが、第2項に非常災害の種類ごとに計画を作成し、掲示し周知しなければならないと規定しております。また、第3項には他の社会施設との連携、食料品等の備蓄、自家発電装置等の整備に努め非常災害対策とすることとしております。これについては、これ以降それぞれの章のサービスの種類ごとに同様の規定をしております。

続いて、158ページ、41条記録の整備です。記録を5年間保存しなければならないことと、この条では6号7号を保存すべき記録に加えるものであります。これについてもこれ以降サービスの種類ごとに同様の規定をしております。

附則としまして、施行期日です。186ページになります。施行期日第1条この条例は平成25年4月1日から施行する。経過措置としまして第2条以下に規定するものです。同じように国の基準から町の基準に切りかわることによる経過措置の規定であります。

以上で、地域主権改革一括法関連の条例整備による2本の条例、議案17号、議案18号の詳細説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を指名して行ってください。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 両方の議案に共通するんですが、今回省令から自治体の条例に変わるに当たって独自の部分も今回追加されるということで、特に気になるのが今回法人に対する義務づけみたいなのも、例えば災害対策とか記録が追加されるということで、費用が発生するような部分が少しは出るんでないかなと。特に災害対策でいろんな備品等の設置が義務づけられるとすると、その辺がどうなっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

このサービスを行うに当たって、利用者の安全を確保するというのは事業者の責任という捉え方をしておりますので、事業者の日常的な対策も含めての負担ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） その際、この条例が施行されることによって新たな費用が事業者に発生した場合、それは事業者で法人で賄ってくださいというか、という形になると思うんですが、その辺事業者なり法人なりからクレームとは言わないまでも多少費用が追加されるというんですか、その部分について困るということが起こり得ないのかどうか、その辺どう考えておられるか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） この条例が議会でお認めいただいた後にそれぞれの関係する事業所、法人等に説明の機会を設けます。その中で、これについてはやはり利用者の安全を確保するという事業者の基本的な責任が本来あるということ、今回基準で明記したということで理解を求めていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） もう一つ、地域包括支援センターが連携することなんですけれども、具体的には今までとどう違うのかどうなっていくのか。これについても想定される部分で結構です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

主には情報交換であります。あとその事業サービスを行うに当たってのお互いの情報交換なり研修なり、そういうものを地域包括支援センターが包括システムのメインといいますか、センター的な機能を持っておりますので、その働きを発揮していただくことでそれが各サービス事業所にまで行き渡るようなネットワークというものを構築していきたいと考えています。

○議長（我妻弘国君） ほかに。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 一部関連するんですけれども、今回の地域主権一括法の改正によって生じる負担、これに対しては国の予算的な手当て、そういったものは一切なくてあくまでもこっちの事務的なものでやらなきゃならないということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

この指定密着型サービスの責任というのは本来以前から、町が市町村が責任の当事者でございまして今回の一括法の関係というのはその基準が今までは国の基準に沿って事業者の指導なり監督なりしてきたのが今度町が独自基準、いろいろ柴田町の状況に見合った独自基準を盛り込んだこの新たな基準で対応していくということでございまして、財政的などところというのは従来と同じということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） ついでで申しわけないんですけども、今回これに限らずほかにも条例、つくったりしたのがありますけれども、それについての全体に対する負担というのは国からの交付金的な手当てというのはないものなのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課（水戸敏見君） 特別な措置としてはありません。今介護から話があったように、これまでに町が担っていた部分の独自基準を設けられるように法体系を条例のほうに落としてきたという部分が大きいのかなと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、よろしいですか。ほかに。17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 白内です。

大坂議員からも出ていたんですが、69ページの第77条3項の非常用食料の備蓄についてはこの条例ができることで最初にお願いをすることは可能だと思うんですが、その後きちんと備蓄されているかどうかというのは町がチェックをするんでしょうか。この条例が制定されることによって町の指導というのが強まると考えていいのかどうかをお伺いします。

それから、この条例の実際のこの条例に当てはまるというか、事業者数はどのくらいになるものですか。これは今町でつくらなくても国の基準があったものでこれまではやってきていましたけれども、実際には町内でどれだけあるのか。そして例えば町民が町外を利用している場合というのは全然町としては関係ないと考えてよろしいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

まず、1点目の非常災害対策の備蓄なりの基準を今回設けるといいますか、町条例として明記するわけなんですけど、これについては町が指導監督者でございまして、基準に沿って指導監督していくということになります。ですから、当面の備蓄、それが維持継続できているかということも含めて指導監督の対象となります。

町内の事業所の状況でございまして、いわゆるグループホーム、認知症対応型の生活介護

のグループホームが5カ所、5事業所ございます。大体、全部で70人ぐらい入所者がおると  
思います。

町民が他の市町村のこういう施設に入った場合どうなるかということなんですが、先ほど  
の説明で申し上げましたが、地域密着型サービスというのは柴田町内で柴田町民が地域の中  
での地域完結といいますか、そういうサービスでございますので地域密着型サービスという  
ことで、基本的には原則的には柴田町民は他の施設は利用していない。中には例外的なとい  
いますか、あるんですが基本的にはそれぞれの市町村単位ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、グループホーム5カ所だけであればその備蓄に関し  
ても町のチェックというのはきちんと及ぶということですよ。定期的に回って指導するこ  
とは可能ということによろしいわけですね。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。答弁求めますか。どうぞ。

○福祉課長（駒板公一君） 指導監督が町にございますので、その指導に当たるというこ  
と、5つの事業所、グループホームには運営委員会がございまして、私どもの職員、必ずそ  
れに入って会議に参加しておりますので、その中でも徹底を図っていきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号柴田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す  
る基準等を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

これより、議案第18号柴田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運  
営に関する基準等を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 2 議案第 1 9 号 柴田町町道の構造の技術的基準等を定める条例

日程第 1 3 議案第 2 0 号 柴田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する  
基準を定める条例

日程第 1 4 議案第 2 1 号 柴田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置  
に関する基準を定める条例

日程第 1 5 議案第 2 2 号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第 1 6 議案第 2 3 号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第19号柴田町町道の構造の技術的基準等を定める条例、日程第13、議案第20号柴田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例、日程第14、議案第21号柴田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、日程第15、議案第22号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第23号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例、以上5カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第19号柴田町町道の構造の技術的基準等を定める条例から、議案第23号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例までについての提案理由を申し上げます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「道路法」、「都市公園法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「公営住宅法」が改正され、これまで政省令で定めていた施設・公物の設置管理基準の幾つかが、地方自治体の条例で定めることになったことから、今回5本の条例を制定するものです。

議案第19号は、町道の構造の技術的基準等を定めるものです。

議案第20号は、移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めるものです。

議案第21号は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるも

のです。

議案第22号は、都市公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準を定めるため、柴田町都市公園条例の一部改正をするものです。

議案第23号については、町営住宅の整備基準、入居収入基準を定めるため、柴田町営住宅条例の一部改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、平成25年第1回定例会議案第19、20、21、22、23号の関係資料をまずお願いしたいと思います。訂正が2カ所あります。大変申しわけございません。

議案第19号柴田町町道の構造の技術に関する条例になっております。基準等を定める条例であります。それから、次の2ページのタイトルも基準に関する条例になっておりました。これを基準等を定める条例ということで、訂正方お願いします。大変申しわけありません。

それでは、詳細について説明申し上げます。議案第19号柴田町町道の構造の技術的基準等を定める条例について、議案第20号柴田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について、議案第21号柴田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、議案第22号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第23号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例であります。

趣旨であります、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「道路法」そして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、そして「都市公園法」、「公営住宅法」が一部改正されたことに伴い、改正された法律及び省令等によって定められていた基準について定める基準を参酌して地方公共団体がこれを定めることになりました。これを受けて、表記条例の制定及び一部を改正するものであります。

なお、今回定める条例につきましては、今まで国の基準に基づいて整備を行っているところからも国が定める基準を参酌して定めることとしました。

2ページをお願いします。議案第19号であります。柴田町は、これまでも国の基準を踏まえ整備を行ってきております。引き続き、現行水準を確保するため参酌基準のとおり定めることとします。

まず、189ページの車道関係であります。第4条から8条になります。車線と車線数、それから歩道の幅員等であります。それから、車道の車線の分離帯、普通道、路肩及び停車帯であります。これについては参酌基準のとおり定めるものであります。

193ページになります。歩道等であります。第9条から第12条までであります。自転車道、幅員が2メートル以上ですよということ、自転車歩行者道、幅員が4メートル以上ですよということであり。それから歩道及び歩行者の滞留の用に供する部分ということで、歩道であれば3メートル500ミリ以上ですよということであり。

そして195ページ植樹帯とありますが、幅員1.5メートル以上を設けなさいということであり。植栽といいますが、木の種類、選定、配置、メンテナンスを考えて植樹帯をつくりなさいということであり。

同じく195ページは設計速度、第14条であります。道路の規格、交通によって設計速度を定めることになり。標準パターンでいえば大体40キロがこれまでつくってきた設計速度であります。

196ページは線形であります。第15条から23条まであります。車道の屈曲部あるいは曲線関係、設計速度によってカーブが違います。40キロであれば大体60メートル以上という形になります。そして、曲線部の片勾配、あるいは曲線部の車線等の拡幅であります。それから緩和区間、カーブとカーブの間に直線距離を設けなさいよということ、それから視距ですね、安全確認で視距を確保しなさい。それから縦断勾配であります。サーフィン道路みたいな形になりますけれども、縦断勾配を入れなさい。それから登坂車線及び縦断曲線であります。これについても参酌基準のとおり定めるものであります。

それから、199ページになります。路面の構造であります。第24条から第27条になります。舗装するということ、それから横断勾配、1.5から2%の間で横断勾配、片勾配をつくりなさいということであり。それから合成勾配及び排水施設、側溝あるいは集水ます等をもってきちっと排水施設を設けなさいということになります。

それから200ページ交差構造、これについては第28条から第30条までになります。平面交差ですね。道路同一平面では5以上の交差交差させてはいけませんということであり。それから、立体交差及び鉄道との交差もあります。

それから202ページ、凸部、狭窄部等になりますが、第31条から第38条になっております。待避所、交通安全施設、防護柵あるいは照明等ですね。それから凸部、狭窄部、それから乗合自動車等の停留所等に設ける交通島、車道ときちっと分離をしなさいよということです。

それから、自動車の駐車場あるいは防護柵施設、トンネル、橋、高架等の道路であります。これにつきましても参酌基準のとおり定めるものであります。

203ページの特例であります。附帯工事等あるいは小区間改築、自転車専用道路あるいは自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路という部分がありまして、自転車専用道路、3メートル以上にしなさいあるいは自転車と歩行者と一緒に歩くのであれば4メートル以上、歩行者専用であれば2メートル以上ということで、それぞれ幅員を確保しなさい。これについても参酌基準のとおり定めようとするものであります。

これについては平成25年4月1日から施行するものであります。

3ページ目であります。議案第20号であります。柴田町は特定道路、駅を中心としてそれから地区の高齢者や障がい者等が移動する重点地区ですか、そういうものを市町村が基本構想を作成して国交大臣がその路線を区間を指定するというもので、柴田町は特定道路の指定区間ではありませんが、今後指定を受ける可能性を考慮して現行基準に適合するよう努めていくため参酌基準のとおり定めることとしております。

まず、208ページの歩道関係であります。第3条から第10条になります。幅員であります。標準とすれば当然3メートル500ミリ以上確保しなさいということにしております。それから、舗装については地下浸透式、今のはやりの透水舗装ですか、そういうものをするようになっております。それから、勾配関係、縦断勾配5%以下、横断については1%以下とするものであります。これについても参酌基準のとおり定めるものであります。

それから209ページから213ページまで、これにつきましては立体横断施設ということで第11条から第16条までであります。第12条関係はエレベーターであります。出入口幅ですね。これについては、90センチ以上を確保しなさい。傾斜路、そこまで行く通路、それについては先ほどと同じように縦断勾配で5%、あるいは横断勾配で1%、高さが75センチを超えるごとに1メートル500ミリの踊り場を設けなさいという内容になっております。第14条はエスカレーターであります。幅ですね。1メートル以上を確保しなさい。それから第15条は通路であります。幅員は2メートル以上を確保しなさいということとあります。第16条は階段であります。幅員は1メートル500ミリ以上を確保しなさいということと、それから手すりですね、両側に設置をしなさいということになります。

それから213ページ、乗合自動車停留所であります。第17条あるいは第18条であります。乗合停留所ベンチ及びその上屋の構造基準であります。

それから、213ページから216ページは自動車の駐車場であります。第19条から第29条まで

になっております。障がい者の駐車場、駐車スペースを設けるということでバリアフリー施設の構造基準とありますが、全駐車台数200台以下の場合については当然50分の1で4台、最低でも4台分を確保しなさいということでもあります。これについても参酌基準のとおり定めるものとしたしております。

216ページ、移動等円滑化のために必要なその他の施設等ということで、これにつきましては第30条から第33条になっております。案内標識、それから視覚障がい者等の誘導ブロック、あるいは休憩施設及び照明施設を設ける基準ということで、これにつきましても参酌基準のとおり定めるものであります。

次に4ページになります。議案第21号であります。柴田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例であります。

柴田町はこれまでも国の基準を踏まえ整備を行ってきており、引き続き現行水準を確保するため参酌基準のとおり定めることといたします。

まず、219ページ園路及び広場であります。第4条関係であります。出入り口であります。幅は120センチ以上、確保すること。それから通路については幅が1.8メートル以上、それから縦断勾配、先ほどの町道関係と同じなんですけれども、5%以下、横断についても1%以下であります。階段については両側手すりを設置する。傾斜路については1メートル200ミリ以上を確保するものであります。これについても参酌基準のとおり定めるものとしたします。

221ページ、屋根付広場第5条関係であります。出入り口幅が1メートル200ミリ以上確保します。同じく221ページですけれども、休憩所管理事務所、第6条関係であります。これについても出入り口については1メートル200ミリ以上、戸であります。幅が80センチ以上とするものであります。これについても参酌基準のとおり定めるものであります。

223ページ、第7条であります。野外劇場、野外音楽堂、これについては車椅子利用者等の閲覧スペースを設けるということで、これについても収容定員が200人以下の場合には先ほどの駐車場と同じように50分の1を乗じた数以上ということで、最低でも4スペースを確保するということでもあります。

224ページ、駐車場であります。第8条車椅子利用者等の駐車場を設けるものとしたします。

224ページから225ページ、便所、トイレです。第9条から第11条であります。円滑な利用に適した構造を有する便所を設置するというので床は滑りにくいものに仕上げるとい

とと、出入口は最低でも80センチ以上を確保するというので、これについても参酌基準のとおり定めるものであります。

第12条は水飲場、手洗場であります。これについては円滑な利用に適した構造を有する構造のものということで、何種類か、数もあると思いますが、1つ以上は利用に適した構造にするというものでございます。

第13条、第14条については掲示板、標識であります。円滑な利用に適した構造を有する構造のものということで、これにつきましても参酌基準のとおり定めるものであります。

次に、5ページをお願いします。議案第22号であります。

柴田町都市公園条例の一部を改正する条例であります。柴田町はこれまでも国の基準を踏まえ整備を行ってきており、引き続き現行水準を確保するため参酌基準のとおり定めることといたします。

あわせて、都市公園の一部の名称の変更と追加を今回あわせてお願いしております。

まず、定める事項ということで、227ページから230ページまでありますが、第2条の3ということで、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準ということで、参酌基準は柴田町全体の区域内では1人当たり10平方メートル以上、それから市街地、用途指定区域内でありますけれども、5平方メートルを確保するということになります。これについては参酌基準のとおり今回定めるものでありますが、現在柴田町の区域内、人口で割りますと大体1人当たり8.13平方メートルになります。それに今回追加でお願いしております船岡新栄4号、5号、6号を加えますと最終的には1人当たり11.90平方メートルということになります。それから市街地、用途区域外については5平方メートルを参酌基準としておりますが10平方メートルになっておりますので、これはいいのかなと思います。

それから第2条の4であります。町が設置する都市公園の配置及び規模ということで、公園あるいは街区公園、近隣公園、地区公園等ありますが、街区公園、一番身近な公園でありまして0.25ヘクタール、2,500平方メートル、これについては新栄4号、5号がこれに当たります。誘導距離、近くで遊ぶ距離が大体250メートルを基準に1カ所ということで、考える公園であります。近隣公園は2ヘクタールを標準、500メートル誘導距離を考えております。それから地区公園、4ヘクタール、誘導距離は1キロということになります。これについての参酌基準のとおり定めるものとしております。

それから、公園施設として設けられる建築面積に関する基準ということで、第2条の5がありますが、建蔽率の基準であります。これについては建築物、2%、ただ休養施設、運動

施設等がプラス10%、それから国宝、それから重要文化財、これはプラス20%、それから屋根付広場とか屋根付野外劇場、これについては10%ということで、いずれも参酌基準のとおり定めるものとしております。

それから231ページになります。別表であります。公園の一部名称を変更するのでこれまで入袋1号、2号、3号という公園でありましたが、町名変更になっておりますので1号については新生公園、入袋2号、3号はそれぞれ若葉1号公園、若葉2号公園、そして、東船迫一丁目公園、二丁目公園は地域の方、それから委員会の方から要望されまして、皆さん1号、2号と呼んでいるということでありまして、今回東船迫1号公園、2号公園として名称を変更するものであります。それから、公園の追加ということで、現在船岡4号公園、つくっておりますが、この4号公園とこれからつくろうとする5号公園、6号公園、既に供用開始していましたが剣崎公園、今工事中であります生月公園、おのおの公園を今回新たに追加をお願いするものであります。

次に、最後になります。議案第23号になります。これにつきましては、平成24年3月定例会同居親族等要件に今回入居収入要件の追加をするものでありまして、柴田町はこれまでも国の基準を踏まえ整備、管理を行ってきており、引き続き現行水準を確保するため、整備においては参酌基準のとおり、入居収入基準については基準の範囲内で参酌基準額をもとに現行基準、今条例で定めておりますとおり今回定めるものであります。

まず、町営住宅の整備の基準であります。整備の基準、これは233ページから234ページであります。第3条の2から第3条の6で健全な地域社会の形成、良好な地域環境の確保、そして費用等の縮減への配慮、メンテナンスも配慮している、費用対効果ということでありまして。これについては参酌基準のとおり定めるものとしますが、これらについては県条例と同じであります。

それから、町営住宅の収入、入居、収入基準であります。234ページから238ページになりますが、入居者の資格であります。第6条の2項から5項になります。収入基準、公営住宅神山前の8住宅であります。収入の50%以下で裁量階級、本来階級基準額を定めることにしております。それから、改良住宅神山前なんですけれども、収入分位25%以下で裁量階級、本来階級規準を定めるものであります。これについては基準の範囲内で参酌基準のもとに現行基準のとおり定めるものであります。

それから、第27条第1項第2項であります。収入超過の認定ということで今回入居の収入基準を定めることによりまして超過の認定を定める事項であります。これについては条例

化する収入の額を超える額ということになります。

それで、収入基準のあらましをちょっと下の図で説明します。これまでは改良住宅、公営住宅あるんですけども、改良住宅を例にとってお話をしますと本来階級、左側になりますけれども、これについては通常の世帯の方が条例で月収11万4,000円という形で入居できますが、裁量階層、一定以上の体の不自由な方、あるいは精神に障害を持っている方、あるいは60歳以上の方、あるいは同居者等に小学校就学前のそういう児童がいる世帯で裁量階層の方については高い収入でも入れるということで、月収13万9,000円ということで、設定しております。それから公営住宅については本来階級が25%、裁量階級が40%ということで、21万4,000円と、このように設定しております。

真ん中でありますが、これが国交省が参酌基準であります。これについては白くなっておりませんが、改良住宅であれば25%、公営住宅であれば50%以下ということで、本来階層、裁量階層も全て一般の方々、全てこの基準であればいいですよと、これ以上ではだめですということだけでも、ここまでだったらいいですよという国の参酌とする基準であります。今回一番右側になりますが、これまでどおり改良住宅あるいは公営住宅、これまでどおり同じ額で今回定めようとしておりますが、これについてはこれまでどおり、募集をしますと大体平均で10倍以上の競争率があります。逆に、現行の基準を引き上げた場合にはそれだけ入れる方が一般の方も入れる方が多くなるというので、さらなる上昇が見られる。逆に引き下げを行った場合、入居者階層に隔たりが見込まれるということで、これについては現行の収入基準を変更せずにこれまでどおり定めようとするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を指定して行ってください。質疑ありませんか。11番大坂君。

○11番（大坂三男君） 20号、21号関係で移動等円滑化ということで、高齢者とか障がい者に配慮した基準があるんですけども、これは趣旨を見ると本町がその道路管理者であるものに関しということになっていますが、駐車場等のこともありますので、いわゆるスーパーさん中の大型の駐車場なんかは対象にならない、この基準の対象にならないのかどうか伺います。

それからもう一つは、きのう私変なこと言ったかもわかりませんが、道路をつくる、町が道路を直したりつくったりするときの施工の、実際工事が始まって終わるまでの町の監督とか検査とかその辺がどういう手順でどういうことになっているのか、順序立てて説

明をお願いしたいなと思います。

それから、町営住宅に関して入居収入基準というのがあるんですけども、募集すると応募する方の競争が厳しい、10倍、それ以上という話だったんですけども、これは入居するときの話であって、入居1回しちゃうとどんなに収入があっても出てもらうということではできないのかどうか。そして収入の少ない方に少しでも入っていただくということにはできないのかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 大型駐車場の話だと思います。当然、道路区域に入っていれば当然道路管理者としてその整備をする対象となるかと思えますけれども、そういう意味では最終的には50分の1、4台以上の移動等円滑化のためのスペースを設けるような計画になるということで、最終的には道路の施設、区域内に入れるか入れないかの話になってくるかと思えます。

それから、施工管理、竣工検査ということになりますけれども、公共単価表あるいは建築物価等を参考にして積算をして発注するわけです。ある程度、業者が決まりましたら当然現場代理、業者の担当のほうの代理人ですね、そしてうちらほうとして監督として2名指名しまして、最終的にはその段階で図面どおりいけば何も全然問題ないんですけども、図面どおりいかない場所についてはお互い対等の立場で設計士との話し合いをしまして、現場とすれば一般的には対応して設計変更になるということで、最終的には物ができれば今度は施工管理ということで、見えなくなるのは当然ですけども、写真等の管理、厚さの管理等して、最終的には高さの管理して最終的には成果品としてコンクリートの構造物といいますか、成果品とあわせてそういう書類の成果品も上がってきます。そして2週間以内に竣工検査しますが、そのときには当然実地検査、現場に行ってはかたりコアをとって厚さをはかたりします。見えないところについては当然写真ということで、これについては現場ではかっているところでは時間的な余裕がないということで、検査が終わってからその写真の管理の成果を見るということで、最終的には出来高が普通であれば合格という形で竣工検査を実施しております。

それから、入居者の収入基準、大幅に超えたということであれば当然収入超過の認定ということですので、当然あなたは収入オーバーしていますから、すぐというわけにもいきませんが、オーバーしていますから探してくださいねという文書は最初に出されるとすぐというわけにはいきませんので、その段階がありまして、最終的には一般の住宅を確保

してもらおうという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうしますと、一番最初に言った駐車場のことは駐車場ということじゃなくて道路を、いわゆる道路であるところの駐車場ということで、スーパーなんかの明らかに施設内の駐車場は対象にならないという捉え方だとすると、逆に駐車場内の、スーパーなんかの大型駐車場なんかはどういう基準でやっているのかなど。障がい者用の駐車スペースとか、大きさとか。そういう面も参考までに教えていただきたいなと思います。

それから、施工管理について、実は私本当に数日前なんですけど、役場のOBだという方からこういうことがあるんだと、本当に冗談じゃなくて土曜日曜、役場の職員の目の届かないところでさあっとやっちゃって完成後の検査でわからないようなところは厚さを薄くするとか、そんなことをやっていて検査されるようなところは大体わかるからそこはちゃんとしてとか、そういうのは実際自分が担当者とは言わなかったんですけども、職員のOBとしてそういうのは認識していると、だからすぐ道路がだめになったりするようなことがあるんだと、例として、そういう話がありました。私はそんなことはないでしょうと、絶対と、言ったんですけども、ちょっとけんか腰になったんですけど、絶対そんなことはあり得ないんだと、役場の担当、ちゃんと検査するんだということをPRしてもらわないと、そういう話が、ネガティブな話が今この時期ですから、非常に広まっていくようなおそれもあるので、具体的にはそういう方にはっきり抗議をしてもいいかとは思いますが、個別の問題なので、必要であれば私が申し上げますけれども、ちゃんと竣工工事なり途中のサンプル検査なりはちゃんとされてそういうことはあり得ないんだということをきちっと説明する必要があるのかなと思います。

そうすると、その町営住宅の収入の多い方については別にきちっと確保してほしいということをお願いするということなんですけれども、現実にはこういうことがなされていてそれに応じてもらえているのかどうか、この辺もお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） 先ほどのスーパー関係の駐車場ではありますが、一定規模の施設、規模になれば当然駐車場も含むということで、それはあくまで民間のほうでやってもらうという形で、先ほど道路区域であれば私たちでしますけれども、大型スーパーのほうでやるということで県条例のほうで、だれもが住みよいまちづくり条例ということでハートビル法関係で全て、公共施設初めそういうある意味でのお客様が集まる場所は全てやはりパ

リアフリー法といいますか、円滑法の関係でということになっています。

それから、竣工検査関係、本当に聞いたことがないような話で大変なんですけれども、まさしく現場のほうでも実地検査もして書類検査もして、舗装があんまり薄過ぎなくてコアもきちんとして厚さをはかって、コアを抜いて厚さだけでなく減圧が薄れていけば中に気泡がぼろぼろ入って、つらといいますか、面をきちっと見てびたっとしまっていれば当然十分だということで、現場では竣工検査をしておりますので、説明をします。

それから、先ほどの町営住宅関係であります、これまでまさしく高額退去者もということで、現実にあります。そういった形でお願いしたという実例もございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 議案第21号の特定公園施設の設置に関することで第12条に高齢者、障がい者等が利用する水飲み場、226ページにあります。設ける場合はとあるんですが、この条例自体が新たにつくる場合とは思いますが、例えば水飲み場等があれば今利用されている公園で高齢者や障がい者が使われているだろうところにはこのような水飲み場というのは必要になってくるかと思えます。この条例にあくまでも新たなものだけなのか、それとも既存のものであってもそういう本来必要なものであれば見直ししていくということが必要になるかと思うんですが、その辺の考えを。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） これについてはまさしく新しくつくるものということで、言明しておりますが、やはり公園を管理する者あるいは整備をする側に立ちますと、やはり新しいばかりでなくて今使っているものあるいは古くなって更新するものについては当然バリアフリーといいますか、手洗い、水飲み場の中に入っていけるようなそういうものにきちんと年次計画を立てて整備をしていくという考え方、そういう事務的なものは当然新しく直すからでなくて、今あるものを見たときにはバリアフリーにはなっていませんので、そういうのは改善準備といいますか、そういうのは感じながら今後計画をしていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） ちなみに水飲み場というのは障がい者用というのはどういう形なんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） 車椅子であれば、普通であれば立ち上がって前にぶつかってしまいますけれども、L型でこうなっていて中に入っていて、高さが幾らか低くなっているような形のやつが、当然、遊具関係もしくはそういう施設、製品を売っている業者、いろんな種類があってどれを選ぶかという形になっています。もうほとんど健常者ばかりでなくて、バリアフリーが適用になってそういうものをつくっている。ただ問題はそこに水飲み場があるんだけど、そこに行くまでの出入りとかそっちのほうが大変申しわけないんですけれども、かかるんです。そっちも含めて考えさせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号柴田町町道の構造の技術的基準等を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号柴田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号柴田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第22号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第23号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年2月21日

議 長

署名議員 番

署名議員 番